



令和3年3月

羽 生 市



羽生市では、将来にわたって市民が良好な環境に心豊かに暮らし続けることができるよう、平成15(2003)年3月に「第1次羽生市環境基本計画」を策定して以来、平成23(2011)年3月に「第2次羽生市環境基本計画」を策定し、市民と事業者及び市が協働で各種環境施策を展開してきました。

第2次計画の期間中に、記録的な猛暑や降水量の増加などの異常気象の発生、地球温暖化防止に向けたパリ協定の締結、持続可能な開発目標(SDGs)の採択、廃プラスチック問題など、環境を取り巻く状況は大きく変化をしております。

これらの状況の変化に対応し、一層の環境政策に係る取り組みの推進をするため、本市では令和12(2030)年度を目標年次とする「第3次羽生市環境基本計画」をここに策定しました。

本計画は、市の環境政策の基本となるもので、平成30 (2018) 年3月に策定した「第6次羽生市総合振興計画」で掲げた将来都市像「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」を環境面から実現しようとするものです。

この計画では、「水と緑を生かし、安心して暮らせる環境にやさしいまち」を目指す環境像とし、5つの基本目標と10の基本施策を総合的かつ計画的に位置づけ、これらに基づく事業を展開していきます。

本計画を推進していくために、市が効果的な施策を着実に展開していくことはもとより、市民の皆様や事業者の皆様にもそれぞれの役割を十分に担っていただき、三位一体となった環境施策への取り組みが必要となりますので、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、ご協力をいただきました羽生市環境審議会の皆様、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様及び事業者の皆様に心より厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

羽生市長 河田晃明

# 目次

#### はじめに

#### I 羽生市環境基本計画の基本的事項

羽生市環境基本計画について

1	計画の役割	2
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象範囲	3
5	各主体の役割と連携	3
6	計画の策定と推進	4
	(1)推進体制	4
	(2)進捗管理	4
	Ⅱ 計画策定の背景	
	現在の多岐にわたる環境問題について	
1	3,000,000	
	<参考>環境基本計画と持続可能な開発目標(SDGs)の関係	8
2	羽生市の環境に関する市民の考えや意向	
3	羽生市の環境の現状等	12
	(1)羽生市の概況	12
	(2) 自然環境(自然共生・生物多様性)	
	(3) 生活環境(安全・安心・健康)	14
	(4) ごみの減量化・資源化(循環型社会)	15
	(5) 地球温暖化(気候変動·脱炭素社会)	16
4	羽生市の環境保全等の取り組みと今後の課題	
	(1)第2次計画の進捗状況	
	(2)環境基本計画策定に向けた主な課題や取り組みの方向性	17
	Ⅲ 計画が目指す環境の姿と取り組みの方向	
	環境づくりの方向を共有しましょう!	
1	目指す環境像	20
2	環境像を実現していくための基本目標	21
3	環境像・基本目標の実現に向けた取り組みの方向(取り組みの体系)	22
4	取り組みを進めていくための環境指標	24

#### IV 環境保全等の取り組みの展開

### みんなで進めていきましょう!

基本目標1 自然を活かすまち	28
重点取組1 自然の恵みを楽しむ	30
基本目標2 快適で安心して暮らせるまち	34
重点取組 2 きれいな水とのふれあいの向上	38
基本目標3 気候変動の緩和と適応を進めるまち	42
重点取組3 エネルギーを賢く使う	44
基本目標4 資源を大切にする循環型社会のまち	48
重点取組4 4Rを進め、ごみを減らす	50
基本目標5 みんなで環境を守り・育み・活かすまち	54
重点取組5 環境を楽しむライフスタイルをつくる	56
資料編	
1 羽生市の環境に関するアンケート結果の概要	60
2 羽生市環境基本条例	62
3 計画策定の経過	
4 羽生市環境審議会委員名簿	66
5 諮問書•答申書	67
(1)諮問書	67
(2) 答申書	68
6 用語の解説	60

# I 羽生市環境基本計画の基本的事項羽生市環境基本計画について

羽生市環境基本計画は、平成 13 (2001) 年3月に制定された「羽生市環境基本条例」第8条に基づき、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、次の2つの事項について定める環境政策に関する基本計画です。

- ① 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- ② 環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

羽生市では、平成 15 (2003) 年3月に第1次羽生市環境基本計画(以下「第1次計画」という。)を策定し、平成 23 (2011) 年3月には、当時の環境問題に的確に対応し、第1次計画の目標の達成状況や取組に対する問題点を反映するなどの見直しを行った第2次羽生市環境基本計画(以下「第2次計画」という。)を策定し、環境の保全等に関する様々な施策を推進してきました。

この間、世界では、平成 27 (2015) 年に開催された国連サミットにおいて持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、同年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で合意されたパリ協定が平成 28 (2016) 年に発効されるなど、環境問題をめぐる世界的な情勢は大きく変化しました。これらに基づき日本では、環境・経済・社会の総合的向上を図る目的で平成 30 (2018) 年 4 月に「第 5 次環境基本計画」が策定され、埼玉県では、社会経済や環境の状況変化に対応するため、平成 29 (2017) 年に「埼玉県環境基本計画」が見直されています。

このような状況の中、本市では、こうした環境問題や世界情勢の変化に対応し、また、市民や事業者の皆さんの意向などを踏まえた第3次羽生市環境基本計画(以下「本計画」という。)をここに策定するものです。

#### 1 計画の役割

● 羽生市が目指す環境像について共通認識を示す

本市の環境(生活環境や自然環境)の現状と課題を明らかにし、市民と事業者及び市が共通認識を持つための方向性を示すものです。

#### ● 施策の基本方向を示す

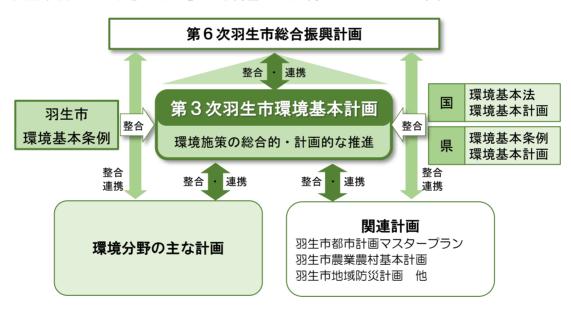
個々に実施されている環境関連施策を総合的に推進するため体系化し、計画の推進体制を明らかにするものです。

#### ● 市民と事業者の参加と行動を促す指針

市民や事業者に対し環境の保全等についての基本的な考え方を示し、市民や事業者自らが積極的に環境の保全及び創造に向けて行動するための指針となるものです。

#### 2 計画の位置付け

本計画は、「第6次羽生市総合振興計画」において示された将来都市像「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」を環境面から実現していくものです。



#### 3 計画の期間

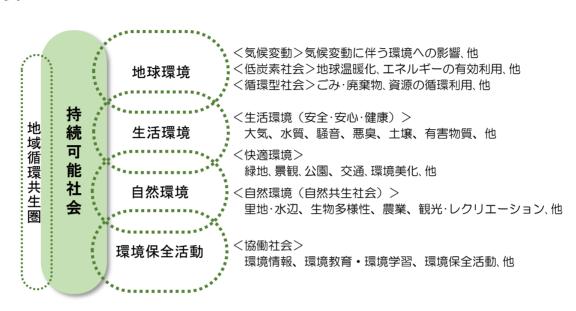
本計画は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和12(2030)年度までの10年間を計画期間とします。また、羽生市総合振興計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。



#### 4 計画の対象範囲

本計画の対象区域は、羽生市全域を基本としますが、周辺自治体を含めた広域的な問題や連携等についても配慮します。

また、対象とする環境の範囲は、身近な生活に係る環境問題から地球規模の環境問題まで、 自然環境と共生し、環境への負荷の低減による持続可能な社会の実現に関わる幅広い環境とし ます。



#### 5 各主体の役割と連携

本計画に掲げる目標を実現していくためには、市民と事業者及び市が環境の保全等に向け、それぞれの役割を分担し、相互に連携、協力していくことが必要です。

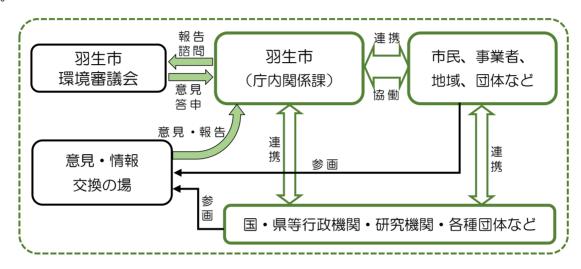


#### 6 計画の策定と推進

策定にあたっては、羽生市総合振興計画や本市の環境分野の主な計画及び関連計画、国及び 埼玉県の環境基本計画との整合性を図ります。計画を推進するためには、市民・事業者・市の 協働が不可欠であることから、情報の共有に努めます。

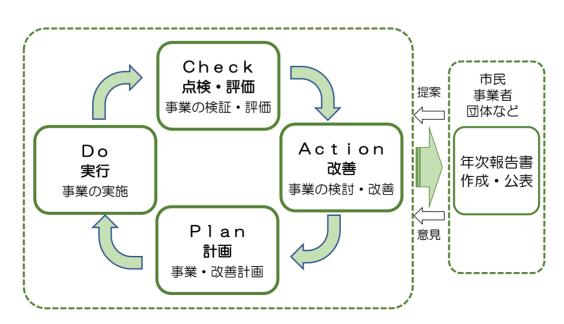
#### (1) 推進体制

本計画の実施にあたっては、各施策を確実に実行するとともに、施策の進捗状況を常に把握し、必要に応じて見直しつつ、市民、事業者、市及び関係機関が協力して推進するものとします。



#### (2) 進捗管理

本計画の推進においては、PDCAサイクルによる進捗状況の管理を行い、的確に各施策を 進めます。あわせて、毎年、適切な点検・管理のために羽生市環境審議会に報告・意見を求め るとともに、必要に応じて施策の見直しを行い、計画を着実に推進します。



# Ⅱ 計画策定の背景 現在の多岐にわたる環境問題について

私たちが暮らす地球は、多岐にわたる環境問題を抱えています。それらは緊急性を要する問題が多く、目を背けることはできません。

ここでは、環境問題に関する世界の状況と課題、日本の取組状況と動向、埼玉県の 取組状況を環境に関する社会情勢と動向としてまとめ、本計画の策定にあたり実施し た「羽生市の環境に関するアンケート調査」の結果、本市の環境の現状、第2次計画 の進捗状況を把握し、計画策定の背景を示しています。

#### 1 環境に関する社会情勢と動向

#### 持続可能な社会に向けた潮流

#### 持続可能な開発(世界)に向けて

平成27(2015)年の国連サミットで「持続可能な開発のた めの 2030 アジェンダ (行動計画)」が採択

●持続可能な開発目標(SDGs)が世界共有の目標 SDGsの理念を踏まえた取り組みの展開が求められ ています。

#### SUSTAINABLE GOALS





















#### 気候変動の緩和と適応

#### パリ協定の採択とスタート

平成27(2015)年の国連気候変動枠組第21 回条約締約国会議(COP21)で「パリ協定」 が採択

- ●産業革命前からの世界の平均気温上昇 を2℃未満(努力目標 1.5℃)にする。
- ●中長期的に避けられない気候変動の影 響に向けて、適応の長期目標の設定と、 各国の適応計画プロセスや行動の実施 が求められています。

#### 第五次環境基本計画

平成30(2018) 年に計画が閣議決定

社会像持続可能な循環共生社会(環境・生命文明社会)

主な戦略 国土のストックとしての価値の向上 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

健康で心豊かな暮らしの実現

リーダーシップ発揮と戦略的パートナーシップ構築、

#### 地域循環共生圏の構築



#### 埼玉県環境基本計画

埼玉県環境基本条例に基づき、平成29(2017)年に計画が見 直され、次回改定は令和3(2021)年度予定

#### 目指す社会 持続的に発展することができる社会

- 長期的目標 ●自立分散型の低炭素社会づくり
  - ●循環型社会づくり
  - ●生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり
  - ●安心・安全な環境保全型社会づくり
  - ●協働社会づくり

#### 気候変動適応計画

平成30(2018)年に「気候変動適応法」を 公布し、同年、計画を閣議決定

- 地方公共団体の役割 地域気候変動適応計画策定の努力義務
- ●地域の実情に応じた気候変動適応の推進 ~気候変動に具体的な対策を(SDGs)~

#### 地球温暖化対策計画

パリ協定における日本の約束草案の実現に向 けて、平成28(2016)年に計画を策定

- ●「2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減 L の達成
- ●エネルギー管理の徹底
- ●COOL CHOICE (賢い選択) の普及

令和 2(2020)年 10 月に 2050 年二酸化 炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボン)を宣言

#### 埼玉県地球温暖化対策実行計画

平成 20 (2008) 年に埼玉県地球温暖化対策条 例を制定、令和2(2020)年に第2期計画策定

- ●温暖化対策の取り組みを気候変動の緩 和と適応の両面から推進
- ●削減目標「2030 年度の温室効果ガス排 出量を 2013 年度比 26%削減」の達成

県のエネルギー政策として、自立分散型のエネ ルギー社会の構築をめざす

#### 生物多様性保全•自然共生社会

#### 生物多様性保全に向けて

平成 22 (2010) 年の生物多様性条約締約国会議(COP10)で、「生物多様性戦略 2011-2020」と愛知目標が採択

- ●2050 年までに「自然と共生する 世界」を実現することをめざす。
- ●2020 年までに生物多様性の損失 を止めるための効果的かつ緊急の 行動(20の個別目標)の実施が求 められています。

令和 2 (2020) 年にポスト 2020 生物 8様性枠組の策定 (予定)

#### 水資源•水環境問題

#### 安全な水の確保に向けて

世界では、人口増加に伴う水使用量の増加、気候変動に伴う降水量の地域差拡大等による水資源への影響、不衛生な水の管理によるコレラ等の水因性疾病の発生など、水環境の問題は多分野にまたがり相互に関連しています。

●水と衛生へのアクセスと持続可能な管理の確保が課題となっています。

#### ごみ・資源問題、循環型社会

#### プラスチックごみ削減に向けて

令和元(2019)年国際的会議で、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加汚染をなくすことが合意

●海洋ごみによる地球規模の環境汚染防止が求められています。

#### 世界中から飢餓をなくす (SDGs)

紛争や景気後退、気候変動等に伴う飢餓 の進行防止に向け、食料の安定確保と栄養 状態の改善などが課題

●先進国の食料廃棄の削減も飢餓を なくす重要な社会貢献です。

#### 生物多様性国家戦略 2012-2020

平成 24 (2012) 年に愛知目標達成に向けたロードマップと自然共生のあり方を示す戦略を策定。令和 2 (2020) 年度に次期戦略の策定に着手

- ●生物多様性の保全
- ●生物多様性の恵み(生態系サービス)の保全と活用

#### グリーンインフラの活用

第二次国土形成計画、第4次社会資本整 備重点計画などで提唱

●自然の多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるものをグリーンインフラとして有効活用

#### 水循環基本計画

平成 26 (2014) 年に「水循環基本法」施行。令和 2 (2020) 年に新たな水循環基本計画が閣議決定

- ●流域マネジメントの更なる 展開と質の向上
- ●気候変動や大規模自然災害 等によるリスクへの対応
- ●健全な水循環に関する普及 啓発、広報及び教育と国際 貢献

水の日 (8月1日)

#### 第四次循環型社会形成推進基本計画

平成30(2018)年に閣議決定

- ●地域循環共生圏形成による地域活性化
- ●ライフサイクル全体での資源循環
- ●適正処理の更なる推進と環境再生

#### プラスチック資源循環戦略

令和元(2019)年に策定

- ●基本原則:3R+Renewable
- ●プラスチック・スマートの普及

#### 食料廃棄・食品ロス対策

令和元(2019)年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行

●食品□ス月間(毎年10月)食品□ス削減の日(10月30日)

#### 埼玉県生物多様性保全戦略

平成30(2018)年に見直し計画を策定

- ●多面的機能を発揮する森林の豊か な環境を守り、育てる
- ●里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する
- ●都市環境における緑を創出し、人 と自然が共生する社会づくり

#### 健全な水循環の構築

平成 27 (2015) 年に県水循環検討委員会を設置・検討

- ■水の貯留、かん養機能の維持向上
- 水の適正・有効利用の促進
- ●雨水·再生水の活用促進、他

#### 第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画

平成 28 (2016) 年に計画を策定

#### プラスチックごみ対策

●埼玉県プラごみゼロウィークの実施

#### 食品ロス問題への対応

- ●食べきり SaiTaMa 大作戦
- ●彩の国エコぐるめ事業、フードバンク 活動支援、地産地消型食品ロス削減、他

#### <参考>環境基本計画と持続可能な開発目標(SDGs)の関係

#### (1) 持続可能な開発目標 - S D Gs (Sustainable Development Goals) -

平成 27 (2015) 年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(行動計画)」が採択され、「誰一人取り残さない」という理念の下、すべての国に適用される普遍的な目標として 17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げました。



#### 目標1:貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困 を終わらせる



#### 目標2:飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食糧安全保障および 栄養改善を実現し、持続可能な農業を促 進する



#### 目標3:すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康 的な生活を確保し、福祉を促進する



#### 日標4:質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の 高い教育を確保し生涯学習の機会を促 進する



#### 目標5:ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う



#### 目標6:安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能 性と持続可能な管理を確保する



#### 目標7:エネルギーをみんなにクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる 持続可能な近代的エネルギーへのアク セスを確保する



#### 日標8:働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及び すべての人々の完全かつ生産的雇用と 働きがいのある人間らしい雇用(ディー セント・ワーク)を促進する



#### 目標9:産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭(レジリエント)なインフラ構築、 包摂的かつ持続可能な産業化の促進及 びイノベーションの推進を図る



#### 目標 10:人や国の不平等をなくそう

各国内および各国間の不平等を是正 する



#### 目標 11:住み続けられるまちづくり

包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を 実現する



#### 目標 12:**つくる責任つかう責任**

持続可能な生産消費形態を確保する



#### 目標 13:気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



#### 目標 14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



#### 目標 15:**陸の豊かさも守ろう**

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



#### 目標 16:平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



#### 目標 17:パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を 強化し、グローバル・パートナーシップ を活性化する

※17の持続可能な開発目標のアイコンと内容は、国際連合広報センターより

(2) 国の第五次環境基本計画における「持続可能な開発目標(SDGs)の考え方の活用」

国の第五次環境基本計画では、SDGsの考え方の活用として、次のような考え方を示しています。

● SDGsは、17のゴール及び169のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っている。

環境政策の観点からSDGsのゴール間の関連性を見ると、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという役割をそれぞれが担っていると考えられる。

- シナジー(相乗効果)をもたらす統合的な解決が求められている。 SDGsのゴールの中には、一見すると両立させることが困難であり、トレードオフの関係にあると思われるものもあり得る。他のゴールも考慮するなど視野を広げることより、「どちらか」ではなく、「どちらも」を追求することが重要である。
- SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要である。

SDGsの達成には、あらゆるステークホルダー(利害関係者)が参画し、目指すべき社会の姿から振り返って現在すべきことを考えるという「バックキャスティング」の考え方が重要とされている。

● SDGsの実現は、地域の課題解決にも直結するものであると考えられる。 地域に着目し、地域の視点を取り入れ、SDGsの考え方を活用して、地域における各種 計画の改善に資するようなものにすることが必要である。

(第五次環境基本計画 平成30(2018)年閣議決定、環境省より)

SDGsを活用することで、市民、事業者、行政で地域づくりに向けた共通目標を持つことが可能であり、当事者意識を持って地域づくりを進めていくことで、課題解決を一層促進することが期待されています。

# 住まい周辺の環境の満足度(市民

#### 2 羽生市の環境に関する市民の考えや意向

本計画の策定にあたり、令和 2 (2020) 年 7 月~8 月に、市民 1,500 名と小学 5 年生・中学 2 年生全員、事業者 100 事業所を対象に、「羽生市の環境に関するアンケート調査」を実施しました。

調査の回収率は、市民は33.7%、小学生96.0%、中学生91.4%、事業者39.0%で、主な内容を以下に示しています。なお、平成21(2009)年度のアンケート調査については「前回」としています。

気になる 知りたい 環境問題 (小中学生)

- 子どもたちの関心が高い環境問題は、「地球温暖化の防止」や「水のよごれ(水質の汚濁)」「プラスチックごみによる海の汚染」「絶滅するおそれがある動植物」などとなっています。
- 関心が低い環境問題は、「SDGs (持続可能な開発目標)」や「自然エネルギーなど再生可能エネルギー」などがあげられます。

周りの環境の 良さについて (小中学生)

- 周りの環境で、小中学生とも「林や田んぼ、畑などの緑の多さ」と「川の 氾濫など災害が少なく安心できる」環境を特に良いと思っています。次いで、 小学生は「近くの公園や遊び場などでの遊びやすさ」、中学生は「まちなみ や景色の美しさ」などを良いと思っています。
- 反面、小中学生とも悪いと思う環境は、「ポイ捨てがなく、ごみが散らかっていない」と「近くの川や池の水のきれいさ」となっています。

#### 生活環境

- 満足度が高い項目は、「食の安全・安心(地元農産物の活用)」「空気のきれいさ」「まちの静けさ」「有害物質からの安全性」となっています。前回も「空気のきれいさ」と「まちの静けさ」は高くなっています。
- また、満足度が低い項目は、「災害時における電力等エネルギーの確保」 「地球温暖化による熱中症や感染症への対策」などがあげられています。
- 不満度が最も高い項目は「水のきれいさ」となっています。

自然環境 快適環境

- ■満足度が高い項目は、前回と同様に「緑の豊かさ」と「土とのふれあい」 「野鳥・昆虫・魚など身近な生きものとのふれあい」「公園や広場など身近に 遊べる場がある」「水辺とのふれあい」となっています。
- 反面、不満度が高い項目は、「歩道など歩行者空間の快適さ」と「宿場町などの歴史的風情」が、50%以上と高くなっています。

ごみ エネルギー 環境学習

- 満足度が高い項目は、「ごみの減量・資源化の取り組み」が 55%と最も 高いですが、不満度も4割近くあります。反面、不満度が高い項目は、「自 転車の利用しやすさ」で7割近くの市民が不満に思っています。
- 「太陽光発電など再生可能エネルギーの活用」や環境学習・環境保全活動 に係る項目は、不満が満足を上回っていますが、「わからない」も4割近く あり、多くの市民が「わからない」や「不満」と思っています。

#### 環境をどのように すれば良いか (小中学生)

- 小中学生とも、「川や水路の水の汚れをなくすこと」と「お年寄りや体の不自由な人が、安心して暮らせるようにすること」が1位・2位となっています。
- 次いで、小学生は、生きものの生息環境や自然とのふれあえる環境、中学生は、道路などのごみ・いやな臭いをなくす、安心して歩け・自転車に乗れるまちが、それぞれ3位・4位となっています。

#### どのような環境の まちが良いか (市民)

- 半数近くの市民が「ごみの散乱がないきれいなまち」をあげており、前回と同様に1位となっています。また、2位・3位には、前回の項目になかった「気候変動の影響に適応した安心なまち」と「散策やまち歩きが楽しいまち」があげられています。
- 次いで、4位・5位には、前回と同様に、「川や水路などの水がきれいなまち」と「自然が豊かなまち」があげられています。

#### 環境保全への取り組 みへの参加・協力 (市民)

- 環境保全の取り組みへの市民の参加・協力では、前回と同様に「地元産の 食材の利用」が最も高く、次いで「ごみゼロ羽生市民運動に参加」、「地域の 環境保全活動に参加」となっています。
- その他の取り組みへの参加・協力は、それぞれ 10%未満で、参加する市民が限られています。
- 各項目とも前回に比べ、参加・協力している割合が低くなっています。

#### 優先的に取り組んでいく必要があると考える項目(各設問で、1位・2位の項目 市民・事業者)

DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF	TO CHARLES THE CONTRACT OF THE	1
設問	市民	事業者
快適な生活環境の 確保	①河川・水路の水質調査・汚染防止 ②近隣公害(騒音・悪臭等)の対策	①大気汚染の監視・情報提供 ②自動車排ガス対策 ②河川・水路の水質調査・汚染防止
自然環境・快適な生 活空間の保全	①不法投棄·ポイ捨て防止 ②空き家・空き地対策の推進	①不法投棄やポイ捨て防止 ②まちの美化の推進
ごみの減量・資源 化、ごみ処理対策	①ごみ収集や資源物回収の充実 ②プラスチックごみ対策	①プラスチックごみ対策 ②食品ロス対策の推進 ②廃棄物の適正な処理処分
地球温暖化対策・エ ネルギー利用	①気候変動の影響への対応 ②家庭での省エネ行動の促進	①気候変動の影響への対応 ②クリーンエネルギー設備の導入促進
環境情報 · 環境学 習 · 環境保全活動	①道路・公園等の美化活動の推進 ②子どもの環境教育・体験の推進	①子どもの環境教育・体験の推進 ②道路・公園等の美化活動の推進

#### 3 羽生市の環境の現状等

#### (1) 羽生市の概況

- 市の人口は、平成 12 (2000) 年をピークに減少していますが、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進んでいます。また、高齢化率が上昇しており、令和 12 (2030) 年の将来人口は、約 49,000 人、高齢化率約 33%、年少人口率約 10%になると推計されています。
- 産業別就業者数は、農業や製造業などの減少と、サービス部門の増加など、経済のソフト 化・サービス化が見られます。

農業は、農家数と経営耕地面積は減少傾向ですが、大規模農家の増加や耕作地の集約化も 見られます。

工業は、事業所数や従業者数は減少傾向ですが、大沼工業団地や小松台工業団地、川崎産業団地が整備され、多種多様な産業が集積しています。商業は、郊外への大型店・専門店の出店が増えており、中心市街地の活性化などが課題となっています。



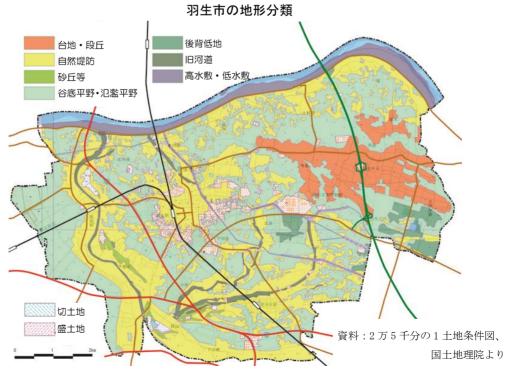
出典:第6次羽生市総合振興計画 総論より

#### (2) 自然環境(自然共生・生物多様性)

- 市の地形は、利根川が形成した平野で、旧河道沿いに無数の自然堤防が散在しています。 現在の利根川は、南流していた会の川筋の締切りにより形成されました。
- 水利に恵まれ、水稲などの農業が盛んで、現在でも県内有数の米どころで、市域の多くを 田畑が占めており、その中に屋敷林や社寺林が点在しています。屋敷林や社寺林は、シラカ シ、ケヤキなどの広葉樹と竹林が多く、これらの樹林地に特徴的なギンラン、キンラン、シュンランといったラン科植物なども確認されています。
- 田畑周辺では、県北の平野部に見られる水田雑草が多く、湿地環境に特徴的なミズワラビ、 サンショウモ、ミズマツバなど注目すべき植物も確認されています。
  - 一方で、河川敷や道端でオオキンケイギクやナガミヒナゲシといった外来植物の生態も確認されており、生態系や農作物への悪影響が懸念されております。
- 市内の北部を流れる利根川河川敷や河岸での注目すべき種としては、猛禽類のミサゴやオオタカのほか水田などの水辺を主な生息場所とするトウキョウダルマガエル、ツチガエル、キイトトンボなどが確認されています。
- 畑や民家の敷地内でハクビシンや特定外来生物のアライグマが出没しており、農作物等への被害が発生しております。

また、平成 29 (2017) 年に本市で初めて確認され、平成 30 (2018) 年1月に特定外来生物に指定されたクビアカツヤカミキリは、サクラ、ウメ、モモ、スモモといったバラ科の樹種に加害し、樹木を枯らすなどの被害が多く発生しております。

■ 国天然記念物の宝蔵寺沼ムジナモ自生地は、地元の小学校や市民団体により保全が図られ、「宝蔵寺沼湿原植生」として環境省の『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』に選定されました。



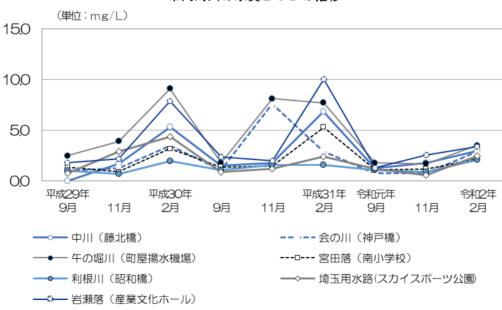
羽生市の天然記念物

種類	名称	指定年月日	所在地
国 天然記念物	宝蔵寺沼ムジナモ自生地	昭和41年5月4日	三田ヶ谷
月 工狱司会师	勘兵衛マツ	大正15年2月19日	上新郷
県 天然記念物 	中川低地の河畔砂丘群	平成 29 年 3 月 24 日	桑崎
	上新郷のシイノキ	昭和44年3月20日	上新郷
市 天然記念物	永明寺のイチョウ	昭和 44 年 6 月 26 日	下村君
	上岩瀬のシイノキ	昭和 44 年 6 月 26 日	上岩瀬

#### (3) 生活環境(安全・安心・健康)

- 市内の河川・水路の水質(BOD)は、渇水期である2月の数値が大きく、水質が悪くなる傾向にあります。
- 大気環境は、光化学オキシダント濃度を除き、良好な状態を維持しています。
- 公害苦情件数は全体として減少傾向にあり、大気関係は減少、騒音関係は増加傾向が見られます。
- 少子高齢化や人口減少、住宅・建築物の老朽化等に伴う空き家・空き地が市内全域に見られ、適切に管理されていない空き家・空き地は、防災・防犯・安全・衛生・景観阻害など、 周辺の生活環境に悪影響を及ぼしているものが見られます。

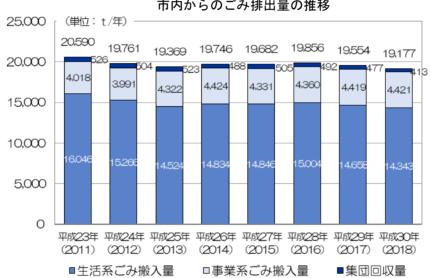
#### 市内河川の水質BODの推移



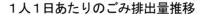
資料:水質測定値(平成29年度~令和元年度)

#### (4) ごみの減量化・資源化(循環型社会)

- 市内からのごみの排出量は、横ばいまたは緩やかな減少傾向で推移しています。ごみの約 75%が生活系ごみです。平成30(2018)年度の市民1人1日当たりの排出量は954g で、県平均858gや国平均918gと比べ多く、一層の減量が課題となっています。
- 平成30(2018)年度のリサイクル率は23.7%と県平均とほぼ同じで、国平均(19.9%) を上回っていますが、今後、プラスチックごみの減量・資源化の推進、4Rの普及促進など、 循環型社会の構築が求められています。
- 市では、毎年5月30日を「ごみゼロの日」として定め、5月の最終日曜日に、市内一斉 の美化・清掃活動など、ごみゼロ羽牛市民運動を実施しています。
- 食品ロス対策に向けて、市では、県の「食べきり Saitama 大作戦」を推奨し、その普及 啓発を図っています。今後、地産地消や食育活動などの取り組みとの連携が必要です。



市内からのごみ排出量の推移





資料:一般廃棄物処理実態調査結果、環境省より

#### (5) 地球温暖化(気候変動・脱炭素社会)

- 市の気候は内陸型気候で、夏は蒸し暑く、冬は強い季節風「からっ風」が吹きます。熊谷地方気象台のデータでは、1897 年から 2018 年までの気温上昇率は、100 年換算で2.12℃上昇しています。
- 温室効果ガスの排出削減努力を行わない場合、今世紀末の気温は20世紀末に比べ4.8℃ 上昇し、猛暑日は約40日増加するなどと予測されています。
- 気候変動に伴い、産業や生態系などの幅広い分野への影響をはじめ、熱中症や感染症など 健康被害の増加、水害等の災害発生や水不足などのリスクへの対応を進めていく必要があり ます。

21 世紀末の気候変化の予測 (埼玉県内)

平均気温	平均気温は 4℃以上上昇 (最大 4.8℃上昇)
猛暑日	猛暑日が 100 年で約 40 日増加
真夏日•夏日	真夏日・夏日は約60日、熱帯夜は約70日、いずれも増加
時間降水量 50mm 以 上の発生	年間の発生回数や日数は増加 (滝のように降る雨の発生が 100 年で約 2 倍に)
無降水日の発生	年間の回数や日数は増加

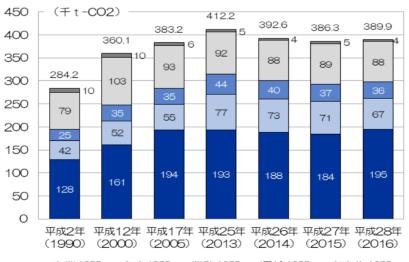
温室効果ガスの排出削減努力を行わない場合

資料:A-PLAT (気候変動の観測・予測データ) 環境省

資料:気象庁「地球温暖化予測情報第9巻、気候変動監視レポート2018~関東甲信・北陸・東海地方~」)

- 平成 28 (2016) 年度の市内からの二酸化炭素排出量は 389.9 千 t -CO₂で、温室効果ガス全体の9割以上を占めます。CO₂排出量のうち産業部門が 50%、自動車部門 22%、家庭部門 17%、業務部門 9%です。
- 国の基準年(平成 25(2013)年度)比では、全体で▲5.4%、家庭部門▲14%、業務部門▲19%、運輸部門▲4%減少しています。なお、産業部門は 1%増加となっています。

市内からの二酸化炭素(CO2)排出量の推移



■産業部門 ■家庭部門 ■業務部門 □運輸部門 ■廃棄物部門

資料:埼玉県市町村別温室効果ガス排出量推計報告書2016年度 埼玉県より

#### 4 羽生市の環境保全等の取り組みと今後の課題

#### (1) 第2次計画の進捗状況

第2次計画は、平成23(2011)年に策定され、環境の将来像「水と緑に囲まれ、心豊かに暮らせるまち」の実現に向け取り組みを進めてきました。

この第2次計画の望ましい環境像ごとの取り組みの概要と目標値の達成状況を次ページの <参考>に示しています。

第2次計画における指標達成状況は、全36指標のうち、現時点で達成16指標、上方進捗12指標、下方進捗8指標となっており、達成と上方進捗を含めると、全体として8割近くの項目において取り組みの成果が見られました。

#### (2) 環境基本計画策定に向けた主な課題や取り組みの方向性

第2次計画の進捗状況をはじめ、環境に係る社会情勢及び動向、環境の現状、市民意向を踏まえて、環境基本計画策定にあたっての主な課題や取り組みの方向性を示すと次のようになります。

少子高齢化社会に向けた環境保全対策や環境保全活動の方向性

- SDGsの理念を踏まえた取り組みの展開
- 環境を賢く守り・育み・活用するライフスタイルやワークスタイルへの変革
- 市民に分かりやすい計画による環境像や取り組みの方向の共有化
- 環境に係る社会情勢や動向、市民の意向を反映
- 安全・安心、健康の確保を基本とした気候変動の影響など環境面からリスクの 回避・軽減
- 新型コロナウイルス感染症など新たなリスクに留意した柔軟な環境保全対策 の推進
- 地域連携、地域循環共生圏への取り組みの推進

#### <参考>第2次計画における目標値の現状値(年度)での達成状況

(達成状況の記号)○:達成及び達成維持 △:上方進捗 ▽:下方進捗

基本目	指標	**************************************	単位	現計画 策定時	現状値(年度)	達成状況	目標 (R2 年度)
環境條			7				
基本 E	目標1 深呼吸がしたくなる		<u> </u>	\	T 12 11 /2 15		× 11/4/14
		二酸化硫黄		達成	達成(R1)	0	達成維持
	大気環境基準	浮遊粒子状物質	<b>=</b>	達成	達成(R1)	0	達成維持
		二酸化窒素		達成	達成(R1)	0	達成維持
	公用車への低公害車導入台		%	4	3 (4台) (R1)	$\nabla$	20
	ダイオキシン類環境基準	大気		達成	達成(R1)	0	達成維持
		土壌		達成	達成(R1)	0	達成維持
基本目	目標2 健全な生命を育む	清らかな水を守る			1		
	下水道整備率		%	67.2	69.1 (H30)	Δ	69.5
	水洗化率		%	86.8	89.8 (R1)	Δ	90.8
	中川 BOD(達成率)		%	100	100 (R1)	0	達成維持
基本目	目標3 快適な生活空間を	創る					
	騒音苦情件数		件	8	6 (R1)	Δ	50%削減
	振動苦情件数		件	1	2 (R1)	$\nabla$	50%削減
	悪臭苦情件数		件	6	9 (R1)	$\nabla$	50%削減
	道路交通騒音環境基準		%	50	100 (R1)	0	100
	空き地の不適正管理苦情例	 牛数	件	265	95 (R1)	0	50%削減
環境條	象Ⅱ 豊かな緑に囲まれ心	ゆすらぐまち					
基本目	目標4 身近な自然環境を	:尊重しふれあいを	E深める				
	遊休農地面積		ha	168	237 (R1)	$\nabla$	100
	エコファーマー人数		人	89	29 (R1)	$\nabla$	150
	減農薬、減化学肥料栽培	 面積	ha	20	27 (R1)	Δ	60
	観光果樹園面積		ha	_	0.6 (R1)	Δ	5
	中川遊歩道整備進捗率		%	_	0 (R1)	$\nabla$	10
基本E	目標5 心やすらぐ緑を確係	<b>呆する</b>	1				
	市民一人あたりの公園緑地	也面積	m²	14.1	17.9 (R1)	Δ	19.1
	地域管理公園数		箇所	42	47 (R1)	Δ	51
基本目	目標6 豊かな生物多様性を	そ保全する			<u> </u>		
	ムジナモ放流株数		株/年	3,000	5,600 (R1) %1	0%1	0
	自然観察会開催回数		回/年	2	4 (R1)	0	4
<b>严</b> 倍的	象Ⅲ 環境にやさしい暮ら	しができるまち			1 (11)	Ü	'
	目標7 清潔で資源を大切に		<del>d</del>				
±	不法投棄監視パトロール		1 回/月	1	2 (R1)	0	2
	一人一日当たりのごみ排し		g/人·日	998	967 (R1)	Δ	900
	最終処分量	D=	t/年	1,755	575.7 (R1)	0	900
	生ごみ処理機器累積補助性		基(累計)	2,513	2,703 (R1)	Δ	3,000
	全部化率	1 &	<b>金</b> (系訂) %	15.8	23.4 (R1)	Δ	25
其 太 下	<u>異源で半</u>  標8 地球温暖化防止に向	かけ行動するまち		10.0	20,4 (11)		20
土十二					28.9%削減		
	市役所事務事業における温室	図果カス排出量削減	H19年度比%	_	(R1/H23年度比)	0	6%削減
	環境家計簿の取り組みを行	テっている世帯	世帯/年	200	182 (R1)	$\nabla$	500
	市域の温室効果ガス排出	量削減	于t-CO <sub>2</sub>	422	389,9 (H28)	0	6%削減
	公共施設の省エネルギー記		H19年度比%		7.6%削減		
甘士口	公共施設の省エネルキー <u> </u>  標9 地球環境への負荷の		% はす	0	8 (R1)		30
	象Ⅳ みんなが環境を大切		<b>69</b>				
<del></del> 本中日	目標 10 一人ひとりが環境		+*	7	44 (54)		
	みどりの学校ファーム設置	<b>宣仪</b> 数	一校	7	14 (R1)	0	14
	環境講座参加人数	立くし田マン	人/年	107	114 (R1)		160
	出前講座等実施回数(環境	見刀對/	回/年	17	4 (R1)	$\nabla$	26
	環境情報提供回数		回/年	4	16 (R1)	0	12

<sup>※1:</sup>ムジナモ放流株数の目標は、放流しなくても自生可能な状態を目指している。現状として自生できており、目標は達成したが、学校教育の一環として、また、生育地の育成に向けた放流が進められています。

## 

現在、国内では、新型コロナウイルス感染症により様々な面で普段の生活が脅かされ、気候変動による猛暑、豪雨・強風災害などが多く発生し、安全・安心に対する市民の関心が高くなっています。今後、減災をはじめ、気候変動によるさまざまな影響の回避・緩和に向け、資源やエネルギーの有効利用など、安全で安心して暮らせる持続可能な社会の実現が求められています。

また、環境に関する市民アンケートでの『どのような環境のまちが良いか』の問いに対し、半数近くが『ごみの散乱がないきれいなまち』『気候変動の影響に適応した安心なまち』を選択し、まちがきれいで、安心して暮らせることが望まれている結果となりました。

小中学生アンケートでの『まちの環境をどうすれば良いか』の問いに対し、小中学生ともに『川や水路の水の汚れをなくすこと』『お年寄りや体の不自由な人が、安心して暮らせるようにすること』の回答が1位・2位となり、市民アンケートと同様にまちがきれいで、安心して暮らせるようにすれば良いと考えている人が多いことが分かりました。

以上のことを踏まえ、次ページより本計画が目指す環境の姿と取り組みの方向を示しています。

#### 1 目指す環境像

第2次計画では、環境の将来像「水と緑に囲まれ、心豊かに暮らせるまち」を掲げ、その実現に向けた取り組みを進めてきました。

平成30(2018)年3月に策定された第6次羽生市総合振興計画では、「**誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち** 羽生」を将来都市像に掲げ、各分野の施策を総合的に進めています。

本計画では、今日の環境に係る社会情勢及び市民や事業者の意向等を踏まえ、羽生市総合振興計画の将来都市像の実現を環境面から進めていくため、次に掲げる環境像を定めます。

#### 第6次羽生市総合振興計画

将来都市像 誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生

SDGs の実現に貢献

#### 第3次羽生市環境基本計画

~持続可能な社会の実現に向けて~

計画が目指す環境像

水と緑を生かし、安心して暮らせる環境にやさしいまち



#### 環境の現状と課題

- ・環境を巡る社会情勢と国・県等の取り組み
- 市域の社会情勢
- ・環境の現状と課題

#### 1

#### 環境に関するアンケート調査結果

- 住まい周辺の環境について
- 環境の保全等に向けて取り組んでいること
- 環境問題や今後の取り組みのあり方や方向等

#### 第2次羽生市環境基本計画

環境の将来像 水と緑に囲まれ、心豊かに暮らせるまち

望ましい環境像 快適で健やかな生活ができるまち (生活環境)

豊かな緑に囲まれ心やすらぐまち (自然環境) 環境にやさしい暮らしができるまち(地球環境) みんなが環境を大切にするまち (啓発活動)

#### 2 環境像を実現していくための基本目標

本計画では、環境像の実現を目指していくための環境分野ごとの基本目標を次のように定め、環境保全等に関する施策(取り組み)を明らかにし、市民・事業者との連携により、総合的・計画的に推進していきます。

また、各施策の展開にあたっては、SDGs(持続可能な開発目標)の理念を踏まえ、羽生市総合振興計画と連携し、総合的・長期的な視点にたって進めます。

#### 基本目標1

(自然環境・自然共生社会)

#### 自然の恵みを活かすまち









本市の暮らしや産業を創り支えている水や緑の大地、生物多様性 など身近な自然の恵みを、守り・育み・活用し、より良好な状態で将 来世代に繋いているまちづくりを目指します。







基本目標2

(生活環境・快適環境)

#### 快適で安心して暮らせるまち











本市の水環境を保全し、ごみの散乱や環境汚染のない健康的な環境を確保し、みんなが快適で安心して暮らせるまちづくりを目指します。







基本目標3

(地球環境・気候変動・低炭素社会)

#### 気候変動の緩和と適応を進めるまち









気候変動による影響の回避・軽減を図るとともに、COOL CHOICE(クールチョイス)や再生可能エネルギーの有効活用を進め、地球環境にも貢献する脱炭素社会づくりを目指します。







基本目標4

(地球環境・循環型社会)

#### 資源を大切にする循環型社会のまち









4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)の推進、食品ロスやプラスチックごみ対策を進め、ごみの減量・資源化と適正処理など資源を大切に利用する循環型社会づくりを目指します。







基本目標5

(環境保全活動・協働社会)

#### みんなで環境を守り・育み・活かすまち



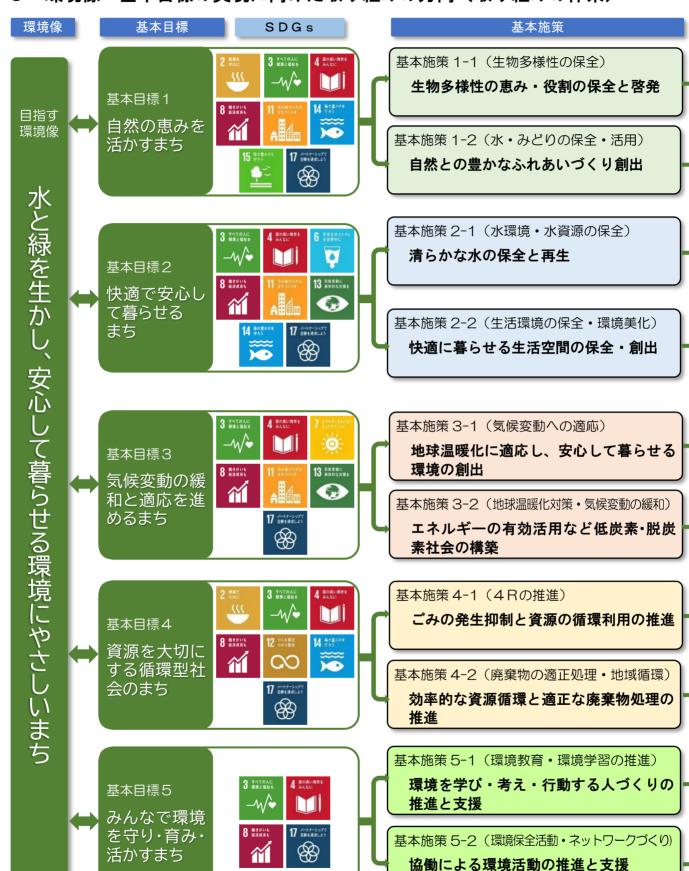






一人ひとりが、それぞれの価値観に応じた環境にやさしいライフスタイルづくりを進めていきます。そのため、環境教育・環境学習を進め、みんなで環境について考え、環境を守り・ 育み・活用していく社会づくりを目指します。

#### 3 環境像・基本目標の実現に向けた取り組みの方向(取り組みの体系)



#### 具体的施策 重点取組 ムジナモの保護・増殖の推進 重点取組1 1-1-2 野生動植物の生息・生育環境の保全 自然の恵みを楽しむ 1-1-3 特定外来種対策の推進 1-2-1 農地や水辺の保全と活用 みどりや水辺の恵み・機能を活 かす・育む 1-2-2 景観や環境をはぐくむ文化の保全と活用 1-2-3 緑地や公園等の保全と活用 2-1-1 良好な水環境の保全(河川・水路等の水質汚濁の防止) 水資源・健全な水循環の保全(水資源の保全、雨水活用) 2-1-2 重点取組2 2-1-3 地下水の保全(地盤沈下の防止、土壌汚染の防止等) きれいな水との ふれあいの向上 2-2-1 良好な大気環境の保全、有害物質対策 水をきれいにし、ふれあえる環 2-2-2 騒音・振動、悪臭のない快適環境の保全 境をつくる 2-2-3 空き家・空き地の環境対策及び管理・活用の促進 2-2-4 ポイ捨てなどごみが散乱しない清潔なまちの保全 3-1-1 気候変動への適応の普及・啓発 重点取組3 3-1-2 気候変動の影響と適応方策に関する情報の共有 エネルギーを賢く使う 3-1-3 適応に向けた取り組みの推進(暑熱・蚊媒介感染症対策等) 3-2-1 「COOLCHOICE」などエコライフの普及・促進 COOL CHOICE を進める 再生可能エネルギーを活用する 省エネ・再エネ・蓄エネなどエネルギーの有効活用の推進 3-2-2 3-2-3 温室効果ガス排出の少ない環境にやさしいまちづくりの推進 4-1-1 生ごみの減量・食品ロスの削減の推進 重点取組4 4-1-2 廃プラスチックの削減・資源循環の推進 4 Rを進め、 4-1-3 4 R 活動によるごみの発生抑制・資源化の推進 ごみを減らす 4-2-1 ごみ分別の徹底と資源回収の推進 食品ロスやプラスチックごみな 効率的な収集・回収体制の構築 4-2-2 どを減らす 4-2-3 地域連携による資源循環の推進、災害廃棄物処理対策の推進 5-1-1 環境教育・環境学習の推進、学習指導者の派遣支援 重点取組5 環境学習ツール、環境情報の整備・提供 5-1-2 環境を楽しむ 5-1-3 環境にやさしいライフスタイルの普及啓発 ライフスタイルをつくる 5-2-1 地域での環境保全活動の推進と支援 羽生の環境とのふれあいや交流 の充実 5-2-2 事業所の環境保全活動の推進と活動への参加促進

5-2-3 環境交流の促進、環境保全団体のネットワークづくり

#### 4 取り組みを進めていくための環境指標

本計画では、基本目標の実現に向けた基本施策に係る取り組みを着実に推進していくため、 次に掲げる 42 の環境指標を定め、計画の進捗状況を把握していきます。

#### 基本目標1 自然の恵みを活かすまち

基本施策	指標	単位	現況 〔基準年度〕	目標 〔2030 (R12) 年度〕
基本施	策 1-1 生物多様性の恵み・役割の保全と啓発			
	ムジナモ放流株数	株/年	5,600 (R1)	0
	外来種(アライグマ・ハクビシン)の捕獲	頭/年	31 (R1)	対策の推進
	狩猟免許取得職員の確保	人/年	4 (R1)	免許取得職員の 常時確保
基本施	策 1-2 <b>自然との豊かなふれあいづくり創出</b>			
	自然観察会、農業体験等自然とのふれあい開催数	回/年	4 (R1)	10
	耕作放棄地面積	ha	67.4 (R1)	83.8
	減農薬、減化学肥料栽培面積	ha	27 (R1)	30
	観光農園面積	ha	0.5 (R1)	2
	市民一人あたりの公園緑地面積	m <sup>²</sup>	17.9 (R1)	20.0
	地域管理公園数	箇所	47 (R1)	50
	学校給食における地場農産物の使用月数率	%	19.6 (R1)	30

#### 基本目標2 快適で安心して暮らせるまち

基本施策	指	標	単位	現況 〔基準年度〕	目標 〔2030 (R12) 年度〕
基本施	策 2-1 <b>清らかな水の</b> 例	<b>保全と再生</b>			
	河川・水路の BOD 年平 測定地点割合	7均値3mg/L以下の	%	60.0 (R1)	100
	生活排水処理率		%	84.8 (H30)	100
	下水道整備率		%	73.7 (R1)	100
基本施	策 2-2 <b>快適に暮らせる</b>	3生活空間の保全・創出			
	公害苦情(騒音・振動・ 対する解決率	悪臭)の受理件数に	%	76.4 (R1) 苦情 17 件 (騒音6、振動2、悪臭9) 解決 13 件 (騒音6、振動2、悪臭5)	100
		二酸化硫黄	達成	達成(R1)	達成維持
	大気環境基準	浮遊粒子状物質	達成	達成(R1)	達成維持
		二酸化窒素	達成	達成(R1)	達成維持
	ダイオキシン類環境基	大気	達成	達成(R1)	達成維持
	準	土壌	達成	達成(R1)	達成維持
	道路交通騒音環境基準		%	100 (R1)	100
	不法投棄監視パトロール	少実施回数	回/月	2 (R1)	3
	適切に管理されている空	≌き家等の割合	%	55.8 (H29)	90.0
	空き家・空き地バンクの	)登録件数	件	15 (R1)	50

#### 各関連計画から採用している指標値について

本計画では指標の選定にあたり、第6次羽生市総合振興計画及び羽生市一般廃棄物処理基本計画などの関連計画の指標の中から関連性の高いものを採用しています。

ただし、本計画は各関連計画と目標年度が異なることから、各関連計画の指標値算出根拠を元に、本計画の目標年度に合わせた指標値を用いています。

#### 基本目標3 気候変動の緩和と適応を進めるまち

基本施策	指標	単位	現況 〔基準年度〕	目標 〔2030 (R12) 年度〕
基本的	頭策 3-1 <b>地球温暖化に適応し、安心して暮らせる</b>	る環境の創出	±	
	市域からのCO₂排出量と基準年比削減率	%	389.9 ∓ t -CO₂ (H28)	288.5 千 t -CO <sub>2</sub> H28 年度比 26%削減
	公共施設における CO₂排出量 (電気使用量から算定)	t	6,018 (R1)	5,657
	市役所事務事業における温室効果ガス排出量削減	%	_	R1 年度比 6%削減
	雨水貯留タンク設置補助金交付件数	件/年	5 (R1)	10
	環境家計簿取組世帯数	世帯	182 (R1)	400
基本施	策3-2 エネルギーの有効活用など低炭素・脱炭	素社会の構	築	
	住宅用太陽光発電装置市内設置件数	件	1,949 (R1)	2,500
	公共施設の省エネルギー設備設置導入数(率)	%	8 (R1)	対策の推進
	公用車等への次世代自動車等への導入台数	台	4 (R1)	8

#### 基本目標4 資源を大切にする循環型社会のまち

基本施策	指標	単位	現況 〔基準年度〕	目標 〔2030 (R12) 年度〕
基本施	策 4-1 ごみの排出抑制と資源の循環利用の推進			
	市民1人1日あたりのごみ排出量	g	967 (R1)	865
	資源化率	%	23.4 (R1)	30
	彩の国エコぐるめ事業への登録	件	0 (R1)	20
基本施	策 4-2 <b>効率的な資源循環と適正な廃棄物処理の</b>	推進		
	生ごみ処理機器累積補助件数	基(塁計)	2,703 (R1)	3,000
	ごみ分別方法・収集日の周知		情報の充実	対策の推進
	今後のごみ処理方法について		広域化の検討	推進

#### 基本目標5 みんなで環境を守り・育み・活かすまち

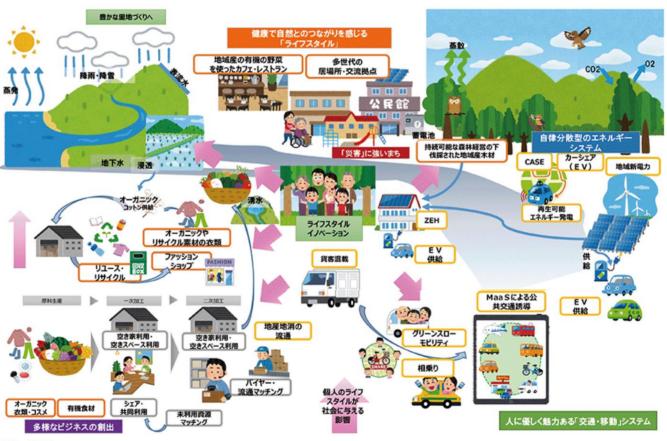
基本施策	指標	単位	現況 〔基準年度〕	目標 〔2030 (R12) 年度〕					
基本施	基本施策 5-1 環境を学び・考え・行動する人づくりの推進と支援								
	埼玉県環境アドバイザー登録人数	人	0 (R1)	10					
基本施策 5-2 協働による環境活動の推進と支援									
	みどりの学校ファーム設置校数	校	全小中学校(R1)	全小中学校					
	環境講座、生活排水処理研修会開催数	回/年	2 (R1)	4					
	出前講座等実施回数(環境分野)	回/年	4 (R1)	10					
	環境イベントの開催数	回/年	0 (R1)	1					

#### <参考>地域循環共生圏とライフスタイルイノベーション

国の第五次環境基本計画において、「地域循環共生圏」の創造が提唱されました。

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を 形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合うことにより、地域 の活力が最大限に発揮される社会を目指しています。

#### ライフスタイルイノベーションが促す地域循環共生圏(衣食住編)



資料:環境省

# **Ⅳ** 環境保全等の取り組みの展開 みんなで進めていきましょう!

環境は、私たちの日常生活や産業活動、まちづくり、学習など、さまざまな分野とも密接に関連しています。目指す環境像の「水と緑を生かし、安心して暮らせる環境にやさしいまち」の実現にあたっては、市民・事業者・市の協働が不可欠です。

ここでは。具体的施策の取組内容を示し、これらの取り組みを総合的・計画的に進めていきます。

また、基本目標の実現を目指して、市民・事業者・市が連携して進めていく「重点取組」 の方向及び視点と取り組みを示し、基本施策と一体となって効率的・効果的に進めていく ことにより、環境の保全等に向けた相乗効果が発揮されることを目指しています。

また、取組内容の継続・変更・追加欄の記号は、次のようになっています。

区分	記号	取組内容の継続・変更・追加欄の記号の内容
継続	0	第2次計画よりの内容の継続
変更	0	第2次計画の内容の変更・継続
交史		第2次計画の内容で未着手などの取り組み
追加	0	第2次計画の施策内容にない取り組み(現在、実施している取り組みも含む)

取組内容欄の(参照〇-〇-〇)は、密接に関連する取組内容を示しています。

基本目標

# 自然の恵みを活かすまち

(自然環境・自然共生社会)

市の暮らしや産業を創り支えている水や緑の大地、そこに生きる多様な生き物の環境を守る ことや緑地や公園等を保全するなど、身近な自然の恵みを守り・育み・活用し、豊かな自然環 境を未来に引き継ぐまちを市民と事業者及び市が協働で作ります。

基本施策は、生物多様性や水と緑といった自然環境に着目し、展開していきます。

#### (1) 基本施策の展開

#### 基本施策 1-1 生物多様性の恵み・役割の保全と啓発 (生物多様性の保全)

本市が誇る国の天然記念物である宝蔵寺沼ムジナモ自生地の保全や市内の野生動植物を保護 します。また、特定外来種の防除・駆除方法について啓発します。

具体的施策	取組内容	継続	変更	追加	担当課
1-1-1 ムジナモの保	宝蔵寺沼ムジナモ自生地の安定した生育の維持		0		生涯学習課
護・増殖の推進	ムジナモ保存会の活動支援	0			生涯学習課
	身近な平地林での生き物調査等の実施		0		生涯学習課 環境課
	野生動植物の生息・生育状況の把握 (市民等との協働による)				環境課 生涯学習課
1-1-2 野生動植物の生	身近な水辺での生き物調査の実施	0			生涯学習課 環境課
息・生育環境の 保全	河川周辺での自然観察会の実施	0			生涯学習課 環境課
	利根川周辺での自然観察会の実施				生涯学習課 環境課
	野生動植物の保護	0			環境課
1-1-3	特定外来生物による被害とその防除方法の情報提供	0			環境課 農政課
特定外来種対策	外来植物の情報提供と協働による駆除対策の推進			0	所管課
の推進	鳥獣被害対策の推進			0	農政課 所管課

#### 基本施策 1-2 自然との豊かなふれあいづくり創出 (水・みどりの保全・活用)

田畑などの農地、河川や水路など身近にある豊かな自然や公園等を保全・活用し、ふれあう機会を創出します。

具体的施策	取組内容	継続	変更	追加	担当課
1-2-1	農業の大規模化、集約化などによる担い手の育成	0			農政課
農地や水辺の保 全と活用	地産地消の推進	0			農政課 学校教育課

#### 基本目標1に 該当するSDGs















具体的施策	取組内容	継続	変更	追加	担当課
	みどりの学校ファームの推進	0			学校教育課
	多面的機能支援事業の推進	0			農政課
	減農薬、減化学肥料などの環境にやさしい農業 (エコファーマー) の 推進	0			農政課
1-2-1	堆肥利用による土づくり等の推進 (バイオマス資源の有効活用)		0		農政課
1-2-1   農地や水辺の保	観光農園の設置推進	0			農政課
全と活用	露地野菜・高収益作物等の導入、遊休農地の活用の推進			0	農政課
	グリーンツーリズム事業の推進	0			農政課
	市民との協働による河川、水路等の美化活動の推進	0			環境課
	河川の形状に応じた水辺空間の整備、改修	0			まちづくり政策課
	自然景観、生態系に配慮した農業用水路の整備、改修	0			農政課
	屋敷林、社寺林の適切な管理の推進	0			建設課 環境課
	伝堀越館跡の保全・活用(保存活用計画の策定)		0		生涯学習課
1-2-2	歴史的景観の保全	0			生涯学習課
景観や環境をはぐくむ文化の保	地産地消やフリーマーケットなどが楽しめるまちづくり			0	環境課 農政課・他
全と活用	安心して散策やまち歩きができる歩行者空間の確保・整備			0	建設課
	都市の景観の整備	0			まちづくり政策課
	田園景観の保全				農政課
	公共施設	0			所管課
	学校の緑化	0			学校教育課
	緑化へ向けた意識啓発				建設課
1-2-3 緑地や公園等の	市街地の緑化の推進				建設課
保全と活用	緑地協定制度の活用				建設課
	街路樹の整備	0			建設課
	「緑の基本計画」に基づく都市公園の整備、改修	0			建設課
	市民との協働による公園の維持管理	0			建設課

#### (2) 重点取組の推進

重点取組

## 自然の恵みを楽しむ

#### 【重点取組の方向】

本市の北端を流れる利根川の水利に恵まれた自然を活かし数多くの水路が作られ、暮らしや農業などの産業、生物多様性が育まれてきました。

育まれてきた自然は、私たちに、衣・食・住だけではなく、きれいな水や空気、薬の原料、 産業や文化の源泉として、様々な恵みをもたらしています。本市の産業は、こうした自然がも たらす恵みを活かし、発展してきました。また、農業や農地は、食料生産のみならず、水循環 や多様な生物の生息環境を支え、私たちに潤いをもたらしています。

私たちは、こうした自然の恵みを楽しみ、賢く活用し、良好な状態を保ちつつ、将来世代に 引き継いでいかなければなりません。



宝蔵寺沼ムジナモ自生地

#### 【重点取組の視点と取り組み】

#### ① 身近な自然を知る

利根川河川敷など、市内に身近にある自然を自 然観察や散策などで知ってみましょう。

#### ② 自然の恵みを活かす

雨水保水や気温調節など様々な自然の恵みを活かしましょう。

#### ③ 身近な自然を守り・育む

一人ひとりが身近な自然とふれあい、自然の恵 みが活かせるよう、みんなで守り・育んでいきま しょう。

#### 市民の取り組み

- ○身近な自然とのふれあいの充実
- ○身近な自然の再発見・情報提供
- ○自然観察会や農業体験などへの参加
- ○雨水の貯留と有効活用の推進
- ○住まいの緑化など緑の機能の活用と育成
- ○市民農園や地元農産物の活用
- ○環境美化活動や自然観察会に参加する
- 〇身近な林や社寺林などの適正な管理、保全に努める
- ○特定外来種対策への協力
  - 確認情報の提供
  - ・ペットの適正な飼育
  - ガーデニングなど緑化の際の在来種の選定





宝蔵寺沼一般公開(左)と自然観察会の様子

### 事業者の取り組み

- ○新たに開発しようとする地域の自然環境の把握 に努め、新たに発見があった場合は、情報提供 に努める
- ○事業地内での雨水の貯留と有効活用に努める
- ○事業地内での緑化など緑の機能の活用と育成
- ○地元農産物の活用に努める
- ○事業活動にあたり、自然環境に配慮し、動植物 の生息・生育空間の確保に配慮する
- ○新たに開発を行う場合には、自然環境に配慮し、 身近な林や社寺林等の保全に努める
- ○特定外来種対策への協力
  - 確認情報の提供
  - ・事業地内の植栽には、在来種の選定に努める

### 市の取り組み

- ○自然とふれあえる空間、散策路や公園緑地の整備
- ○自然発見キャンペーンの実施、提供情報の発信
- ○市民・市民団体との連携による自然学習機会の 充実
- ○市街地の緑化、農地の保全など都市熱の緩和
- 〇地産地消・環境にやさしい農業の推進、農地の保全
- ○雨水の保水機能の確保、遊水機能の確保
- 〇地域の自然環境保全・美化活動の推進と支援
- ○社寺林・屋敷林、並木などの保全・育成
- 〇ムジナモ保全活動の推進と支援
- 〇希少動植物情報の提供、ビオトープの保全・再生
- ○特定外来種の生息・生育情報の収集及び情報提供
- ○特定外来生物対策の推進など

### コラム

### 市の生態系を脅かす外来種問題

外来種とは、人間の活動に伴って、それまで生息していなかった場所に他の地域から入ってきた(持ち込まれた)生物のことを言います。海外からだけでなく、国内の別の地域から入ってきた生物も同じです。反対に、元々その地域に自然分布していた生物は、在来種と呼ばれます。

すべての外来種が問題を起こすわけではありませんが、外来種の問題点として、生活の場や エサの確保で在来種との競争が発生し、生態系のバランスが崩れる生態系被害、毒を持つ外来 種による危害や糞尿・騒音等によるものがある生活環境等被害、生息数の増加や捕食性の強さ により、田畑が荒らされるなどの被害がある農林水産業被害が挙げられます。

特に被害を与える、または与えるおそれがある外来生物は、外来生物法により特定外来生物と指定され、飼育、栽培、保管及び運搬することが原則禁止となっています。

### 市内で注意を要する外来種

### ● アライグマ

アライグマは、北アメリカ原産の哺乳類で、目のまわりが 黒く、尾に5~7本の縞模様があるのが特徴です。

1970 年代後半に放映されたアニメの影響でペット用として輸入されましたが、飼育が難しいことから野外に放され、野生化し、各地で繁殖しています。

雑食性で、農作物に被害を及ぼすほか、人獣共通感染症を 蔓延させるおそれや、希少な在来種を捕食するなど生態系へ の被害が心配されており、特定外来生物にも指定されていま す。

### 市内で捕獲された アライグマとハクビシン



#### ハクビシン

ハクビシンは、顔の真ん中に白いすじが入っているのが特徴で、最近になって台湾などから入ってきた外来種であると結論付けられました。

平成 27(2015)年に公表された「生態系被害防止外来種リスト」では、重点対策外来種として掲載されていますが、特定外来生物ではありません。



本市では、有害鳥獣の駆除対策として、箱わなの貸出を行っています。容易に仕掛けることができ、捕獲した場合は、市で回収しています。

### 市の生態系を脅かす外来種問題

#### ● クビアカツヤカミキリ

首の部分が赤くなっているカミキリムシで、輸入木材等に幼虫が潜んだまま運ばれ、国内で成虫に羽化し、繁殖したものと考えられています。平成30(2018)年1月に特定外来生物に指定されました。

サクラ、ウメ、モモ、スモモといったバラ科の 樹種に侵食し、樹木からは、フラスと呼ばれる茶 色のカリントウ状のくずが根元などに大量に散 乱・排出されています。

本市では、平成 29 (2017) 年に初めて確認され、以後、確認件数が増加の一途をたどっています。

本市では、防除方法として、フラスが確認された樹木に薬 剤を注入し処置を行っています。また、被害の確認をしたも のについては、県担当課に都度報告をしています。



成虫(左)と
フラス(下)の様子



#### ● オオキンケイギク

特定外来生物に指定されており、北アメリカ原産の多年草で、5月から7月にかけてキバナコスモスに似た黄色い花を 咲かせます。道端や空き地でよく見られます。



### ● ナガミヒナゲシ

ヨーロッパ地中海原産の1年草で、4月から6月にオレンジ色の花を咲かせます。道端や空き地の陽当たりの良い場所で見られ、繁殖力が強く、在来の生態系等への影響が危惧されています。



これらの植物を見かけた場合は、丁寧に抜き取り、燃やしてもよいごみとして処分します。 抜き取りの際は、種子が飛散しないよう十分注意します。 基本目標

# 快適で安心して暮らせるまち

(生活環境・快適環境)

市の水環境を保全し、ごみの散乱や環境汚染のない健康的な環境を確保し、みんなが安心して暮らせるまちを目指します。

基本施策は、水環境の保全、大気環境、騒音・振動・悪臭等の防止、空き家・空き地の適切な管理・活用、清潔なまちの保全などの生活環境に着目し、展開していきます。

### (1) 基本施策の展開

### 基本施策 2-1 清らかな水の保全と再生 (水環境・水資源の保全)

家庭や事業所からの排水対策を推進し、公共用水域の水質汚濁を防止します。

節水等による水資源の普及啓発、雨水・再生水の有効活用を進めていきます。

地盤沈下の要因である地下水の汲み上げの抑制、土壌汚染についての適切な処置の指導を行い、良好な水循環の確保を図ります。

具体的施策	取組内容	継続	変更	追加	担当課
	公共用水域の水質監視と公表	0			環境課
	公共下水道への接続推進	0			下水道課
	家庭における合併処理浄化槽の普及促進	0			環境課
2-1-1 良好な水環境の	浄化槽管理者への維持管理指導	0			環境課
保全(河川•水路	規制基準の遵守徹底指導	0			環境課
等の水質汚濁の防止)	特定施設設置事業者への定期的な立ち入り調査	0			環境課
) ILV	特定施設設置事業者との環境保全協定の締結	0			環境課
	家畜排泄物の適正処理の指導	0			農政課 環境課
	減農薬、有機栽培農家の育成	0			農政課
	節水の普及啓発			0	水道課
2-1-2	漏水修理などの即応的対策	0			水道課
水資源・健全な 水循環の保全	水道施設・下水道施設の見学、パンフレット等による 意識啓発	0			水道課 下水道課
(水資源の保工	公共施設の透水舗装整備の推進	0			所管課
全、雨水活用)	雨水浸透施設の設置推進	0			建設課
	雨水・再生水の活用促進 雨水貯留タンク設置補助			0	環境課

### 基本目標2に 該当するSDGs

















具体的施策	取組内容		変更	追 加	担当課
	地下水採取の適正な指導	0			環境課
2-1-3	地下水汚染状況の把握 汚染物質の適正使用・管理の普及			0	環境課
地下水の保全	地下水・地盤沈下に関する情報収集と情報提供			0	環境課
(地盤沈下の防止、土壌汚染の	土壌汚染に対する法に基づく適切な処置の指導	0			環境課
防止等)	「羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する 条例」普及啓発の促進	0			環境課
	特定施設の適切な維持管理指導	0			環境課

### 基本施策 2-2 快適に暮らせる生活空間の保全・創出 (生活環境の保全・環境美化)

快適な暮らしができるよう、有害物質についての情報提供、騒音・振動などの発生防止への意 識啓発、野外焼却や不法投棄などへの適正な指導、清掃・美化活動への支援等を行います。

具体的施策	取組内容		変更	追加	担当課
	大気汚染物質濃度の監視と公表	0			環境課
	野外焼却の禁止の徹底	0			環境課
	規制基準の遵守徹底指導	0			環境課
	特定施設設置事業者との環境保全協定の締結(再掲2-1-1)	0			環境課
2-2-1 良好な大気環境	低公害車・次世代自動車導入の推進		0		環境課
の保全、有害物	公用車への低公害車・次世代自動車導入の推進		0		財政課
質対策	市内循環バスへの低公害車・次世代自動車導入		0		地域振興課
	アイドリングストップ、エコドライブの推進	0			建設課
	道路の拡幅、交差点改良など道路整備による円滑な交通 流の確保	0			建設課
	公共交通機関の利用促進 (再掲 2-2-2)	0			財政課 企画課

### 基本目標 2 快適で安心して暮らせるまち

具体的施策	取組内容	継続	変更	追加	担当課
	簡易焼却炉の使用禁止の徹底	0			環境課
2-2-1	野外焼却の禁止の徹底	0			環境課
良好な大気環境	清掃センターの適正な燃焼管理	0			環境課
の保全、有害物 質対策	建築物での有害化学物質の使用抑制	0			まちづくり政策課
貝刈床	有害化学物質の監視と公表	0			環境課
	広報やパンフレットなどによる情報提供	0			環境課
	近隣騒音や悪臭など生活公害の発生防止への意識啓発	0			環境課
	商工業施設等からの騒音・悪臭・光害発生防止の普及				環境課
	屋外広告物の適正な設置指導	0			まちづくり政策課 建設課
	規制基準の遵守徹底指導	0			環境課
	野外焼却の禁止の徹底 (再掲 2-2-1)	0			環境課
2-2-2	家畜排泄物の適正処理の指導 (再掲 2-1-1)	0			農政課
騒音・振動、悪臭 のない快適環境	特定施設設置事業者との環境保全協定の締結 (再掲2-1-1、2-2-1)	0			環境課
の保全	道路交通騒音の監視、公表	0			環境課
	道路の拡幅、交差点改良など道路整備による円滑な交通流 の確保 (再掲 2-2-1)	0			建設課
	公共交通機関の利用促進 (再掲 2-2-1)	0			財政課 企画課
	中高層建築物による日照阻害及び電波障害の未然防止の 推進	0			まちづくり政策課
	「羽生市飼い犬ふん害等防止条例」の徹底	0			健康づくり推進課
	ペットの適正な飼育方法の周知・啓発	0			健康づくり推進課 環境課

具体的施策	取組内容		変更	追加	担当課
2-2-3	空き家・空き地の維持管理の啓発	0			環境課
空き家・空き地の 環境対策及び管	空き家・空き地バンクの運営			0	環境課
理・活用の促進	「羽生市空家等対策計画」の推進			0	環境課
	ポイ捨ての禁止徹底、空き缶等の散乱防止に関する条例の 推進	0			環境課
	自転車の放置防止	0			地域振興課 建設課
2-2-4	不法投棄防止のための定期的なパトロールの実施	0			環境課
ポイ捨てなどご	不法投棄監視員の強化				環境課
みが散乱しない 清潔なまちの保	ごみゼロ羽生市民運動の推進		0		環境課 所管課
全	自治会等による身近な河川や公園清掃活動の推進と支援		0		建設課 環境課
	自治会・市民団体等による清掃・美化活動の促進・支援		0		環境課 所管課
	市民協働による生活道路の美化活動・道路維持管理の推進			0	建設課 環境課

### (2) 重点取組の推進

重点取組 2

# きれいな水とのふれあいの向上

### 【重点取組の方向】

きれいな空気や水、土壌を保つことは、動植物をはじめ、私たち人間が健康で、安心して暮らしを営んでいく上での最も基本的な条件です。本市の河川・水路の水環境では、渇水期に汚れが目立つ水域が見られる傾向にあり、市民等の関心や水質改善への意向も高くなっています。

今後、気候変動に伴う渇水や水温上昇などによる河川・水路の水質の悪化も考えられるなど、 生活排水対策の一層の推進をはじめ、健全な水循環の形成、水辺の自然浄化機能の向上などを 図り、良好な水環境を確保・向上していく必要があります。

### 【重点取組の視点と取り組み】

### ① 水をきれいにする

適正な浄化による生活排水の流出など、水環境 の保全と水質の向上に協力しましょう。

### ② 健全な水循環を育む

雨水の保水や遊水機能を高めるなど、健全な水循環を守り、育みましょう。

### ③ 水辺やまちをきれいにする

地域で実施する清掃活動等に参加し、きれいな 水辺やまちづくりを進めましょう。

空き家・空き地を所有している場合は、適切な管理を行うほか、有効活用について検討しましょう。

### 市民の取り組み

- 〇公共下水道供用開始区域では、生活排水を公共 下水道に接続し、計画区域外では、合併処理浄 化槽を設置する
- ○浄化槽の適正な維持管理を行う
- ○食べ残しや食用油を流さないようにする
- ○洗剤や石けん等は適量の使用を心がける
- 〇雨水の貯留と有効活用の推進(再掲)
- ○水の有効活用、再利用により地下水の利用を抑制する
- ○不法投棄やポイ捨てをしない
- 〇地域の清掃・美化活動などへの参加・協力
- ○きれいな水辺を楽しむ機会の確保
- ○所有者等による空き家・空き地の適切な管理、 有効活用
- ○地域による空き家・空き地についての情報提供



市内を流れる利根川の様子

### 事業者の取り組み

- ○排水の水質の定期的な測定、管理
- ○規制基準値の遵守及び環境負荷の低減
- ○事故や災害の際の汚濁水の流出防止対策
- ○農薬や化学肥料の適正な使用
- ○家畜排せつ物の適正な処理
- ○事業地内での雨水の貯留と有効活用に努める (再掲)
- ○水の有効活用、再利用により地下水の利用を抑制する
- ○事業地内に不法投棄やポイ捨てをさせないよう適切な管理と環境マナーの普及啓発に努める
- ○事業地周辺や地域の清掃・美化活動への参加・ 協力
- ○空き家・空き地の適切な管理と有効活用の促進
- ○きれいな水辺を楽しむ機会の確保、協力

### 市の取り組み

- 〇下水道整備の推進、合併処理浄化槽転換の普及 促進など生活排水対策の推進
- 〇河川・水路の水質測定等監視、事業所への指導 等
- ○水環境保全の普及啓発
- ○雨水の保水機能の向上、遊水機能の向上
- ○河川・水路の多自然型整備、水辺の水生植物の育成
- 〇旧河道や湿性地の保全・再生と活用
- 〇ポイ捨て防止対策など環境マナーの普及啓発
- ○ごみゼロ羽生市民運動の推進
- 〇空き家・空き地バンクの運営、空家等対策の推進
- ○水辺の散策路や親水広場・公園等整備と管理の 推進

### コラム

### 浄化槽は正しく使いましょう

市内のおよそ6割は浄化槽を使用して排水する区域です。浄化槽には、単独処理浄化槽と 合併処理浄化槽があります。単独処理浄化槽は、し尿のみを浄化して排水をするもので、台 所や風呂で使用した水はそのまま排水していることになります。一方、合併処理浄化槽は、 し尿だけでなく台所や風呂で使用した水も浄化し、排水しています。

### ● 合併処理浄化槽設置補助制度

浄化槽区域で新築する建物には、合併処理浄化槽の使用が義務付けられており、単独処理浄化槽を使用することはできません。また、現在使用している単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、本市では補助金を交付しています。

### ● 浄化槽の管理

また、浄化槽を管理する上でしなくてはいけない こととして、清掃、保守点検、法定検査の3つがあ ります。

### ① 清掃

清掃は、浄化槽内に溜まっている汚泥の引き抜きや調整、洗浄のことで、年に1回以上実施しなくてはいけません。

#### ② 保守点検

保守点検は、浄化槽の点検、修理や調整を行う ことで、処理方式や人槽によって定められた回数 の点検を実施しなくてはなりません。

### ③ 法定検査

法定検査は、清掃や保守点検とは別に行う浄化槽の機能診断のことで、県の指定検査機関に依頼 し検査を受けることになります。

内容は、新たに設置された浄化槽が適切に機能 しているかを確認する7条検査、清掃や保守点検 が適切に行われ、浄化槽の機能が発揮されている かを確認する11条調査に分けられます。





生活排水で本市が誇るきれいな河川を汚さないように、清掃、保守点検、法定検査を適正 に受検し、環境にやさしくしていきましょう。

### コラム

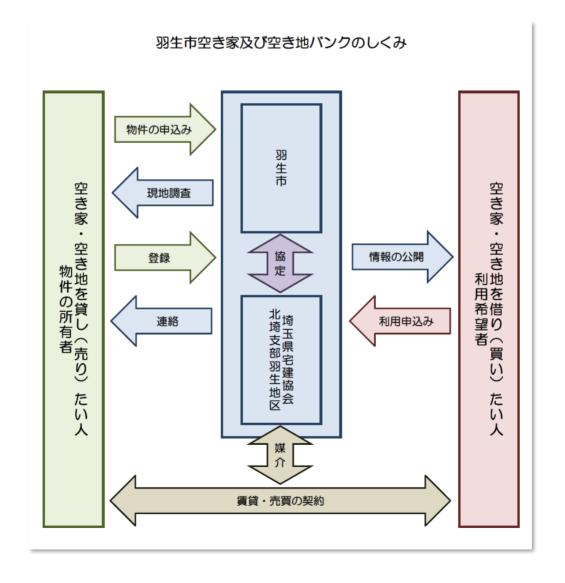
### 羽生市空き家及び空き地バンク

本市では、空き家及び空き地の有効活用と定住促進による地域の活性化を図ることを目的に『羽生市空き家及び空き地バンク』を平成 25 (2013) 年度より開設しています。

### ● 『羽生市空き家及び空き地バンク』

この制度は、賃貸又は売却を希望する所有者等より情報提供を受け、市の空き家・空き地に登録した物件情報を市内へ移住又は定期的な滞在を希望する方へ提供するものです。

また、本市では、令和2(2020)年度より国土交通省が開設した『全国空き家・空き地バンク』への情報掲載もできるようになりました。



基本目標

# 気候変動の緩和と適応を進めるまち

(地球環境・気候変動・低炭素社会)

気候変動による影響の回避・軽減を図るとともに、COOL CHOISE(クールチョイス)や再生可能エネルギーの有効活用を進め、地球環境に貢献する脱炭素社会づくりを目指します。

基本施策は、地球温暖化対策の普及啓発、建物等の省エネ化・ゼロエネルギー化の推進などに着目し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを展開していきます。

### (1) 基本施策の展開

### 基本施策 3-1 地球温暖化に適応し、安心して暮らせる環境の創出 (気候変動への適応)

気候変動への適応情報等の共有、気候変動適応の計画的推進など、安心して暮らせる環境を創出します。

具体的施策	取組内容		変更	追加	担当課
3-1-1	気候変動(地球温暖化)に関する環境講座の実施			0	環境課
気候変動への適	気候変動への適応の普及啓発			0	環境課
応の普及・啓発	気候変動の影響情報発信 (県気候変動適応センターとの連携)			0	環境課
3-1-2	市域での気候変動の影響と考えられる事象等の収集と検討			0	環境課
気候変動の影響 と適応方策に関	気候変動の影響及び取組状況、市民等の対策に資する情 報提供			0	環境課 所管課
する情報の共有	気候変動の影響に関する市民意識・意向等の収集			0	環境課
	気候変動による特異な気象現象(災害)の減災対策の推進			0	地域振興課
	気温上昇に伴う熱中症対策など健康被害の軽減対策の推進			0	健康づくり推 進課
3-1-3 適応に向けた取	緑地や公園等の保全と活用、緑化など暑熱対策の推進		0		建設課 所管課
り組みの推進 (暑熱·蚊媒介	感染症媒介生物の生息域拡大防止対策の推進			0	環境課 所管課
感染症対策等)	気候変動への適応に向けた庁内体制の整備			0	所管課
	気候変動適応方策の検討・調整			0	所管課
	「羽生市気候変動適応計画」の策定と推進			0	環境課

基本目標3に 該当するSDGs















### 基本施策 3-2 エネルギーの有効活用など低炭素・脱炭素社会の構築

(地球温暖化対策・気候変動の緩和)

COOL CHOISE の普及・促進、建物等の省エネ化・ゼロエネルギー化の推進、温室効果ガスの排出削減など低炭素・脱炭素社会の構築を目指します。

具体的施策	取組内容	継続	) 更	_ 道 加	担当課
	気候変動(地球温暖化)に関する環境講座の実施 (再掲3-1-1)	0			環境課
	省エネルギーに関する情報の提供、導入の推進	0			環境課
	エコライフDAYへの参加促進				環境課
	環境家計簿活用の普及と支援	0			環境課
3-2-1	脱炭素社会づくりに貢献する製品の供給・買換えの推進			0	環境課 所管課
「COOLCHOICE」 などエコライフの普	脱炭素社会づくりに貢献するサービスの提供・利用の 推進			0	環境課 所管課
及•促進	脱炭素社会づくりに貢献するライフスタイルの選択 の普及			0	環境課 所管課
	移動の環境負荷の低減		0		環境課
	自転車の活用推進のための自転車走行レーンの整備	0			建設課
	節水等水資源の普及啓発 (参照 2-1-2)		0		水道課
	雨水等の有効活用 (参照 2-1-2)		0		環境課
	公共施設における省エネ法に基づく施設管理の推進	0			所管課
	建築物の更新時における省エネルギー設備導入の普 及啓発	0			環境課
	公共施設へのESCO事業・指定管理者制度の導入		0		所管課
	建物のゼロエネルギー化(ZEH、ZEB)の普及・啓発			0	環境課
3-2-2 省エネ・萬エネ・蓋エ	羽生市太陽光発電所(サンパーク村君)の充実と活用		0		環境課
ネなどエネルギーの	卒 FIT 太陽光発電システムの有効活用			0	環境課
有効活用の推進	自立分散型エネルギーシステムの導入促進・支援			0	環境課
	公共施設への太陽光発電など新エネルギーシステム 導入推進				所管課
	羽生市太陽光発電施設の適切な設置に関するガイド ラインの推進			0	環境課
	バイオマス資源など太陽光発電以外の再生可能エネ ルギー活用の検討		0		環境課
3-2-3 温室効果ガス排出の	地球温暖化対策実行計画(区域施策)の推進				環境課 所管課
	地球温暖化対策実行計画(エコオフィスプラン)の策定と推進	0			環境課 所管課
少ない環境にやさし いまちづくりの推進	地球温暖化対策アクション会議の推進				環境課
いるクラへりの推進	フロン回収・適正処理の推進	0			環境課

### (2) 重点取組の推進

重点取組

3

# エネルギーを賢く使う

### 【重点取組の方向】

私たちの毎日の暮らしや産業活動は、石油などの化石燃料から、大量のエネルギーを消費する社会構造により発展してきました。その結果、地球温暖化を加速させ、極端な気象現象の多発や生物多様性の減少、農業や社会生活にさまざまな影響が現れてきています。

パリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前から 2℃未満(努力目標 1.5℃)にする目標が定められ、また、避けられない気候変動の影響の緩和と適応を図っていくことが求められています。

今後、気候変動による影響について、みんなで情報を共有し、影響の回避・軽減に向けた取り組みを進めていくとともに、市内からの温室効果ガス排出を抑制していく必要があります。

### 【重点取組の視点と取り組み】

### ① 気候変動の影響を考える

地球温暖化による影響の回避・軽減に向けた対策を進めましょう。

### ② COOL CHOICE を進める

温暖化対策に資する「賢い選択」をし、できると ころから脱炭素社会に向けた取組を推進しまし ょう。

### ③ 再生可能エネルギーを活用する

災害時での電力等エネルギーの確保に向けて、 蓄電システムなどを活用しましょう。

### 4 エコなまちをつくる

住宅や市街地の緑化、都市熱の緩和などエコな まちづくりを進めましょう。

### 市民の取り組み

- ○生活している地域における気候変動の影響を考 える
- ○気候変動の影響への対応を進める
- OCOOL CHOICE 運動についての理解、実践
- ○環境家計簿を作成し、エネルギーを有効に活用 する
- ○まち歩きや地域の食を楽しむ
- ○自転車などによる移動を楽しむ
- ○太陽光発電など再生可能エネルギーの活用
- 〇再生可能エネルギーによる電力の利用
- ○蓄電池活用など、エネルギーの有効活用
- 〇住宅や建物周辺の緑化・緑のカーテン設置等
- ○自然採光・自然喚起の活用
- ○次世代自動車への乗り換え、地域内交通活用

パリ協定の「日本の約束草案」では、令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス排出量を平成 平成 25 (2013) 年度比 26%削減を掲げています。このため、省エネルギー対策の一層の推進と再生可能エネルギーや蓄電システムの活用など、エネルギーの有効利用を積極的に進めていく必要があります。

また、令和 2 (2020) 年 10 月の首相の所信表明演説で「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボン)」を目指すことが表明されるなど、今後、私たちも、温室効果ガス排出削減に向けた一層の努力と工夫が求められています。

### 事業者の取り組み

- ○事業における地球温暖化や気候変動の影響を考え、対策を進める
- OCOOL CHOICE 運動についての理解、実践
- ○事業所内での推進・啓発
- ○環境負荷の少ない自社製品の開発
- 〇鉄道や自転車などによる通勤・通学の奨励
- ○事業における太陽光発電など再生可能エネルギーの活用
- ○太陽光発電施設設置時の地域や自然への配慮
- ○事業地内での緑化など緑の機能の設置と活用
- ○自然採光・自然換気の緩和
- ○次世代自動車への乗り換え

### 市の取り組み

- ○環境講座の推進、環境情報の収集と発信
- ○気候変動適応対策の検討と推進
- OCOOL CHOICE 運動の推進・普及
- ○環境家計簿の普及
- ○歩行者空間の確保、歩道や遊歩道の整備
- 〇地産地消やフリーマーケット等の充実・支援
- ○移動の脱炭素化の推進、スマートムーブ推進の 検討、自転車走行ゾーンや駐輪施設の充実など
- ○再生可能エネルギーの普及
- ○自立分散型エネルギーの普及促進
- ○地域エネルギーづくりの普及促進
- ○太陽光発電施設の適正指導
- 〇都市(公共施設)緑化•樹陰活用
- ○水辺や緑、農地を活かした都市熱の緩和
- ○公共施設等の適正配置、地区内交通の充実

### コラム

### 地球温暖化とは

太陽からのエネルギーで地上が温まり、地上から放射される熱を温室効果ガスが吸収・再放出して大気が温まります。

温室効果ガス濃度が上がると、温室効果がこれまで以上に強くなり、地上の温度が一層上昇します。このことを地球温暖化といいます。

IPCC 第5次評価報告書では、20 世紀末頃と比べ、有効な対策をとらなかった場合、21 世紀末の世界の平均気温は 2.6~4.8℃上昇、厳しい対策をとった場合でも 0.3~1.7℃上昇する可能性が高いと報告しています。

気候変動により自然災害や食料・健康・生態系への影響が懸念されています。



#### コラム

### 気候変動の影響

気候変動の影響としては、気候の変化を直接受けて生じる影響だけでなく、自然生態系の変化、 農業や水産業への影響、自然災害の発生等が、産業・経済活動や生活面に、様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

- ●植生や野生生物の分布の変化等、人間が生態系から得ている様々な恵み(生態系サービス)への影響
- ●気温の上昇を一因とする公共用水域の水温の 上昇、渇水による上水道など水環境への影響
- ●気候変動による短時間強雨や大雨の強度・頻度の増加による河川の洪水、土砂災害、台風の強度の増加による高潮災害等が懸念
- ●気温の上昇による作物の品質の低下、栽培適地の変化等、農業、林業、水産業への影響
- 熱中症の増加等、暑熱による直接的な影響
- ●気温上昇や海面上昇、極端現象等による様々な 生産・販売活動や各種のインフラへの影響

### 気候の変化 気温の上昇、降水量の変化、海面水位の変化 極端現象の頻度や強度の変化等 自然環境への影響 水環境・水資源への影響 (水質の変化、渇水の発生等) 自然生態系への影響 (生物の分布の変化等) 人間社会への影響 農業、森林・林業、水産業への影響 (収量の変化、品質の低下等) 自然災害・沿岸域への影響 (洪水·内水、高潮·海岸侵食、土砂災害等) 健康への影響 (熱中症や感染症のリスクの増加) 産業·経済活動、 国民生活•都市生活 への影響

資料: 気候変動から産業・経済活動、国民生活・都市生活への 影響の流れ(気候変動の観測・予測及び影響評価統合 レポート2018より

#### コラム

### COOL CHOICE (クールチョイス)

パリ協定を踏まえ、国は、令和 12 (2030) 年度に温室効果ガスの排出を平成 25 (2013) 年度比で 26%削減する目標を掲げています。

この目標達成のためには、家庭・業務部門においては約4割という大幅削減が必要であり、国は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの転換」など、地球温暖化対策に関わるあらゆる行動や取り組みに「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。

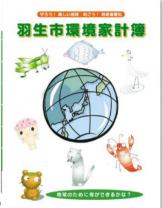


### コラム

### 羽生市環境家計簿の取り組み

市では、平成 15 (2003) 年度より 地球環境への負荷の少ない生活を考え 行動するため、温室効果ガスである二 酸化炭素排出量を把握するとともに、 家庭でのエネルギー使用量の削減を意 識することを目的に、市内各小学校の 5年生の児童と保護者の皆さんを対象 に、羽生市環境家計簿による地球温暖 化防止実践活動を実施しています。





### コラム

### 羽生市太陽光発電施設設置に関するガイドライン

市では、10kW 以上の『事業用』と言われる太陽光発電施設を設置する事業者に対し、近隣住民への周知と安全の確保、生活環境への配慮など、発電施設の適切な設置と管理を促すため、平成29(2017)年4月にガイドラインを施行しました。

ガイドラインの主な内容として、発電施設の設置計画の概要が定まった時点で、近隣住民に対する説明会等を実施し、 事業内容を周知することや発電施設の工事に着手する日の 30 日前までに、発電施設計画の届出をすること等を定めた ものです。

国が再生可能エネルギーの導入を推進する一方で、景観が 損なわれる、太陽光パネルによる施設周辺の気温上昇が懸念 されるなどを心配する近隣住民もいます。

事業用の太陽光発電施設の設置にあたっては、順守すべき 事項を把握した上での設置にご協力ください。



羽生市太陽光発電所 (サンパーク村君)

基本目標

# 資源を大切にする循環型社会のまち

(地球環境・循環型社会)

家庭や事業者から排出されるごみの減量や4R を推進や食品ロスやプラスチックごみ削減対策を進め、ごみの減量・資源化と適正処理など資源を大切に利用する循環型社会づくりを目指します。

基本施策は、生ごみの減量・食品ロス削減の推進、廃プラスチックの削減の推進、地域連携による資源の循環型社会に着目し、展開していきます。

### (1) 基本施策の展開

### 基本施策 4-1 ごみの発生抑制と資源の循環利用の推進 (4Rの推進)

令和元(2019)年10月に法律が施行されるなど注目されている食品ロス削減の推進、廃プラスチックの削減を推進し、資源の循環利用を図ります。

具体的施策	取組内容	継続	変更	追加	担当課
	生ごみの資源化の推進(生ごみ処理機器購入補助など)	0			環境課
	堆肥利用による土づくり等の推進 (バイオマス資源の有効活用)(再掲 1-2-1)		0		農政課
	剪定枝葉のバイオマス資源化の検討と推進	0			環境課
4-1-1 生ごみの減量 <b>、</b>	食品ロス対策月間などを活かした食品ロスの普及啓発			0	環境課
食品ロスの削減	食べきり SaiTaMa 大作戦の普及			0	環境課
の推進	フードバンク活動などの市民活動の推進と支援			0	所管課 環境課
	地産地消の推進(地産地消の市場開催と支援)			0	農政課 所管課
	生ごみ3きり運動(使い切り、食べきり、水切り)の推進			0	環境課
	ポイ捨てなどごみが散乱しない清潔なまちの保全	0			環境課 所管課
4-1-2 廃プラスチック	プラスチックごみの分別の徹底・資源化の推進(4R 推進)	0			環境課
の削減・資源循	ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの削減の普及			0	環境課
環の推進	再生プラスチックや代替素材を活用した製品の活用の推進			0	環境課
	プラスチックごみの適正処理の検討			0	環境課
	ごみ"ダイエット"キャッチフレーズの普及	0			環境課
4-1-3	リフューズ・リデュースの普及と取り組みの推進	0			環境課
4-1-3 4R活動による	リユースの普及とフリーマーケット等の取り組みの推進	0			環境課
ごみの発生抑制・資源化の推	リサイクルの推進、再生品の利用促進	0			環境課
進	ごみ減量協力店・協力事業所の拡充と取り組みの推進	0			環境課 商工課
	小売業者による店頭回収の推進	0			環境課 商工課

基本目標4に 該当するSDGs















### 基本施策 4-2 効率的な資源循環と適正な廃棄物処理の推進 (廃棄物の適正処理・地域循環)

ごみ分別の周知徹底と資源回収の推進、効率的な収集・回収体制の構築を図り、地域連携による資源循環の推進を図ります。

具体的施策	取組内容	継続	変更	追 加	担当課
4.0.4	ごみの分別の周知徹底と資源回収のしくみの充実	0			環境課
4-2-1 ごみ分別の徹底	環境講座、出前講座による分別の啓発	0			環境課
と資源回収の推 進	事業者の分別の徹底と資源化の促進	0			環境課
<b>Æ</b>	新たな資源化品目の検討とわかりやすい分別ガイドの作成	0			環境課
	「羽生市一般廃棄物処理基本計画」の推進	0			環境課
4-2-2	ごみ収集体制・適正なごみ処理体制の充実と効率化の推進	0			環境課
効率的な収集・	資源物の集団回収など資源回収のしくみづくり推進	0			環境課
回収体制の構築	ごみ出し困難世帯におけるごみ収集の推進	0			環境課
	適正なごみ処理の推進	0			環境課
4-2-3 地域連携による	家庭ごみ有料化の検討、事業系ごみ手数料単価の検討	0			環境課
道域建携による 資源循環の推 進、災害廃棄物	地域連携による資源物の循環利用・ごみ処理の推進	0			環境課
処理対策の推進	災害廃棄物処理対策の推進	0			環境課

### (2) 重点取組の推進

重点取組

# 4Rを進め、ごみを減らす

#### 【重点取組の方向】

私たちが暮らしや産業活動を営んでいく上で、 ごみ問題は避けて通れない問題です。今日、私 たちの毎日の暮らしや産業活動には、プラスチ ックをはじめ、自然に分解されず、生物や私た ちの生命・健康に影響を与える化学物質など、 多種多様な物質が使われています。

このため、ごみとして排出されたものの適切な処理・処分や資源化には膨大な経費がかかっています。

今後、食品ロス問題やプラスチックごみによる海洋汚染問題の解決と合わせて、一層のごみの減量・資源化を進め、循環型社会づくりを進めていく必要があります。

### ものを大切に いらないもの し、できるだけ はもらわない ごみを出さない Refuse Reduce リフューズ リデュース **4R** Recycle Reuse リサイクル リユース 3 繰り返して使う 再生利用する 4 Rの内容

※ごみの減量・資源化にあたっては、①~④の順で進めていくことがより効果的です。

### 【重点取組の視点と取り組み】

### ① 4 R を進める

ごみの減量・資源化を一層進め、循環型社会を形成していくために、4Rの取り組みを進め、資源を大切に使いましょう。

### ② 食品ロス対策を進める

使用せず廃棄される食品が大量にあり、法律も 施行されている注目すべき取組です。 食品ロスの削減を進めていきましょう。

### ③ プラスチックごみを減らす

プラスチックごみの適切な資源化と減量化を進めましょう。

#### 市民の取り組み

- ○ごみの分別を徹底する
- ○必要のないものは購入しないようにする

(リフューズの実践)

- ○詰め替えができる商品を利用する(リデュースの実践) ○マイボトルなど再使用できるものを活用する (リユースの実践)
- 〇分別と資源回収の徹底・再生品を活用する (リサイクルの実践)
- ○家庭にある食材をチェックする
- ○生ごみの量を減らす調理法を心がける
- ○使わない食材・食品の有効活用を進める
- 〇フードバンク・子ども食堂等の活動への支援
- 〇地元農産物の活用(再掲)
- ○プラスチックごみの分別徹底と資源化、資源回 収への協力
- 〇紙でできたストローなど、プラスチック製品の 使用の避け、自然分解しやすい素材を使用する
- 〇プラスチックごみの散乱・ポイ捨ての防止



ごみゼロ羽生市民運動の様子



きれいに分別された資源ごみ集積所

### 事業者の取り組み

- ○事業系ごみの削減(排出量の把握に努める)
- ○裏紙使用や両面コピーを行い、紙類の廃棄物を 削減する
- ○小売店でのレジ袋有料化の順守
- O4Rに適応した商品の開発
- ○事業系食品ロスの削減
- 〇フードバンク・子ども食堂等の活動への支援
- ○外食産業での食べきりの推奨・持ち帰り促進に 努める
- 〇排出されるプラスチックごみの削減
- ○プラスチックごみの分別の徹底
- 〇環境にやさしい製品の導入・開発
- 〇地域の美化活動への参加・協力

### 市の取り組み

- ○マイバッグ等の活用、過剰包装の自粛の普及啓発
- ○量り売りや詰替商品の普及
- ○生ごみの減量化などの啓発
- 〇フリーマーケット開催支援
- ○分かりやすい分別の情報提供、資源回収の充実・ 集団回収支援、グリーン購入等の普及
- ○食品ロスに関する情報提供、食品ロス対策の普及
- ○フードバンク・子ども食堂等の活動への支援
- ○地産地消の推進、環境にやさしい農業の推進
- 〇プラスチックごみの減量・資源化の普及
- ○分かりやすいプラスチックごみ分別方法の普及、 資源回収の充実、地域循環共生圏づくりの推進
- ○プラスチックごみ散乱・河川への流出防止対策 の推進

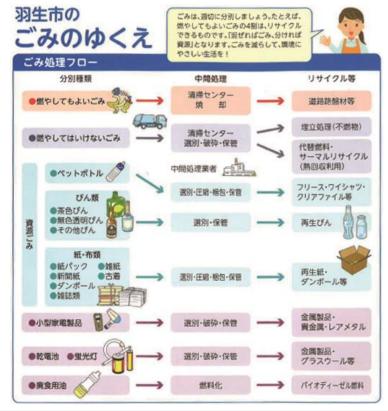
### コラム

### 羽生市 ごみ分別ガイドブック

本市のごみの収集は、「燃やしてもよいごみ」「燃やしてはいけないごみ」「資源ごみ」 「粗大ごみ」「有害ごみ」の5つに分け、分別収集をしています。

市のごみの収集方法、分別方法や持込方法等が記載されているこのガイドブックは、平成30(2018)年度に改定され、民間事業者と市が協力した官民共同事業として発行し、市内全世帯に対し無償配布をしました。

市内に転入してきた方々にも、環境課窓口にて配布しています。





### コラム

### リサイクル家具展示会

ごみの減量化・資源化をすすめ、リサイクルへの関心を高めてもらうことを目的に、粗大ごみとして収集した家庭で不要となった家具類を無償で提供するリサイクル家具展示会を年1回市清掃センターにて開催しています。





### コラム

### ● フードバンク

包装の破損や過剰在庫など、品質に問題がないにもかかわらず、流通できなくなった食品を、企業や個人などから寄附を受け、食べ物を必要としている方への支援を行う活動や活動する団体の総称で、市社会福祉協議会では、平成26年度より活動を行っています。

### ● フードドライブ

家庭などで余っている食品を職場などに持ち寄り、集まった食品を福祉施設や子ども食堂、フードバンク等に寄付する活動のことです。

### ● フードパントリー

企業や農家、一般家庭から寄附された食料を無料で食べ物を必要としている方へ直接配布する活動のことで、市内の NPO 法人が中心となり、活動を行っています。



フードドライブで集まった食品 (市社会福祉協議会提供)

#### 食品ロス削減への取り組みに向けて

これらの取り組みは、福祉分野の生活困窮者支援の一環として行われています。

今後、食品ロスを削減していくためには、これらの取り組みに対し、環境分野からの協力 も必要であり、関係各所と連携していきます。 基本目標

# みんなで環境を守り・育み・活かすまち

(環境保全活動・協働社会)

一人ひとりが、それぞれの価値観に応じた環境にやさしいライフスタイルづくりを進めます。 そのため、環境教育・環境学習を進め、みんなで環境について考え、環境を守り・育み・活用 していくまちを目指します。

基本施策は、環境学習ツール、環境情報の整備・提供、地域や事業所での環境保全活動の推進などに着目し、展開していきます。

### (1) 基本施策の展開

基本施策 5-1 環境を学び・考え・行動する人づくりの推進と支援 (環境教育・環境学習の推進)

学校教育における体系的なプログラムの実践や支援、自然観察会や環境講座の開催、環境教育・環境学習の指導者の養成等を行います。

具体的施策	取組内容			追加	担当課
	学校教育における体系的なプログラムの実践	0			学校教育課
	学校における環境教育の支援	0			学校教育課
	みどりの学校ファーム事業の推進(再掲 1-2-1)	0			学校教育課
5-1-1 環境教育 • 環境	自然観察会の実施	0			生涯学習課
学習の推進、学 習指導者の派遣	農業体験など自然とふれあい体験の推進			0	農政課 所管課
支援	出前講座の開催	0			生涯学習課 環境課
	環境講座の開催	0			環境課
	環境教育・環境学習指導者の養成と登録・派遣支援	0			環境課 生涯学習課
5.4.0	環境学習教材・ツール等の収集整備と提供			0	環境課
5-1-2   環境学習ツー	ホームページ等による環境の状況に関する情報の提供	0			環境課
ル、環境情報の 整備・提供	ホームページ等による環境保全活動情報の提供	0			環境課
TE IM JAC IV	環境基本計画の取組状況・進捗状況の公開				環境課
5-1-3	市民の「羽生の環境を楽しむ暮らし」提案の募集と発信			0	環境課
環境にやさしいライフスタイル	COOL CHOICE、4R など環境にやさしい行動の普及啓発			0	環境課
の普及啓発	環境にやさしい新たなライフスタイル情報の発信・普及 啓発			0	環境課









### 基本施策 5-2 協働による環境活動の推進と支援 (環境保全活動・ネットワークづくり)

地域や事業者が一体となって行う環境保全活動の推進、支援を行うなど連携の強化、環境保全団体のネットワークづくりをします。

具体的施策	取組内容	継続	変更	追加	担当課
	地域での身近な自然とのふれあい・体験活動の推進	0			環境課
5-2-1	市民との協働による河川・水路等の美化活動の推進 (再掲 1-2-1)	0			環境課
地域での環境保全活動の推進と	まち歩きが楽しめるまちづくりの推進 (参照 1-2-2)			0	所管課
支援	環境美化・清掃活動の推進(ポイ捨て防止活動を含む) (参照 2-2-4)	0			環境課 所管課
	自治会・市民団体等による環境保全等活動への支援	0			環境課 所管課
	地域での環境学習・体験学習活動への参加協力	0			環境課
5-2-2	地域での環境美化・清掃活動への参加協力	0			環境課 所管課
事業所の環境保全活動の推進と	まち歩きが楽しめるまちづくりの推進と参加協力 (参照 1-2-2)			0	建設課
活動への参加促進	地域エネルギーづくりへの参加協力			0	環境課 所管課
	事業所での 4R、食品ロス対策、プラごみ減量・資源化の 推進	0			環境課
	環境イベント等開催による市民・市民活動団体との交流 促進	0			環境課 所管課
5-2-3 環境交流の促	地域での環境保全等活動の推進による市民の環境交流の 促進	0			環境課
進、環境保全団体のネットワー	公民館活動と連携した環境学習・環境保全活動の推進			0	環境課 生涯学習課
クづくり	他の自治体等との協力体制の推進	0			環境課
	環境保全団体の連携推進、環境保全団体ネットワークづ くり				環境課

### (2) 重点取組の推進

重点取組 5

# 環境を楽しむライフスタイルをつくる

### 【重点取組の方向】

私たちの暮らしや産業活動は、水や資源、エネルギーを大量に使用し、排水や排気ガス、ご みなどを大量に排出するため、大気環境や水環境をはじめ、生活環境、生物生息環境、地球温 暖化などの地球環境に、直接的・間接的にさまざまな影響(環境負荷)を与えています。

持続可能なまちづくりを進めていくためには、私たち一人ひとりの環境に対する理解と環境にやさしい行動の実践、市民・事業者との協働による環境保全活動の展開が不可欠です。

環境に関するアンケートでは、資源やごみに関する活動への意識は高くなっており、特に、 優先すべき取り組みとして、各種環境問題への取り組みと合わせて、子どもの環境教育・体験 の推進などが高くなっています。

今後、一人ひとりが、多様な価値観のもと、環境との関わりが楽しめるライフスタイルをつくっていくことが重要です。そのことにより、環境の恵みがより良好に発揮されるよう、みんなで協力していく必要があります。

第6次羽生市総合振興計画では、まちづくりの基本理念に『市民参加、市民参画、市民協働』を掲げ、政策の大綱の柱立ての1つを『子育て・教育~子どもを育て学びを高めるまちをつくる~』とし、さまざまな取り組みを進めています。こうした取り組みと連携し、より効果的に、環境教育・環境保全活動を進めていくことが重要になっています。

#### 【重点取組の視点と取り組み】

### ① 楽しく環境を学ぶ

多様化・複雑化した環境問題を自然学習や体験 学習と一緒に楽しみながら、環境について学び ましょう。

### ② 環境の恵みを活用する

地域の環境が有している恵みについて考え、ライフスタイルにあった活用を進めてみましょう。

### ③ 環境保全の行動・活動をする

環境講座や環境保全活動への参加・学校教育への協力を積極的に行いましょう。

### 市民の取り組み

- ○環境講座、自然観察会等に積極的に参加する
- 〇出前講座を活用し、地域で環境について学ぶ
- ○農業体験や家庭菜園を楽しむ
- ○知識や経験を活かした体験学習等に協力する
- ○地域の環境の恵みを考え、日常生活に活かし、 楽しむ
- ○環境教育・環境学習活動への積極的な協力
- ○身近な自然保全活動への参加・協力
- 〇地域の清掃・美化活動への参加・協力



生活排水処理研修会の様子

### 事業者の取り組み

- 〇出前講座等を活用し、事業所全体で環境について学ぶ
- ○従業員教育の中に環境についてのプログラムを 導入する
- ○学校の環境学習の場づくりに協力する
- ○事業者として、地域の環境の恵みを考え、事業 活動に活かす
- ○環境マネジメントシステムの導入に努める
- 〇地域の清掃・美化活動などへの参加・協力
- ○環境保全団体の活動への積極的な参加・協力

#### 市の取り組み

- ○環境講座や自然観察会の開催など機会の提供
- ○子どもの環境教育や家庭での環境学習の推進
- ○農業体験機会の提供、市民農園等の充実
- ○環境教育・環境学習等支援体制の整備、人材育成
- ○環境の恵みを楽しめる場や環境の整備、情報提供
- 〇身近なビオトープの保全・再生、緑化への支援 など
- 〇地産地消、地域の食づくりの推進・支援
- ○環境教育・環境学習等支援体制の整備、人材育成
- ○地域や環境保全活動団体の活動支援
- ○ごみゼロ羽生市民運動の推進(再掲)

### コラム

### 羽生市環境講座と生活排水研修会

市では、地域の環境や地球環境などの理解を深めるため、『羽生市環境講座』を実施しています。これまで、地球温暖化や廃棄物の現状、生物多様性の概要、食品ロスの削減についてなど環境に関係することについて、専門家を招き講座を開講しています。

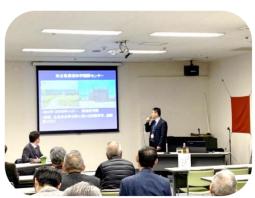
### ● 環境講座・研修会の開催

令和元(2019)年度には、廃棄物減量等推進員(クリーン推進員)の研修会と合同で環境講座を行い、100名以上の参加がありました。

環境講座のほかにも、河川の浄化対策と生活排水の浄化活動を地域と一体となって進めていくことを目的に、市内各地区を対象に生活排水研修会を開催しています。







今後も、環境に関する話題を取り上げ、講座や研修会を開催していきます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策をきっかけに、オンラインによる開催や動画 の配信など、新たな方式での講座開催についても検討していきます。

# 資料編

- 1 羽生市の環境に関するアンケート結果の概要
- 2 羽生市環境基本条例
- 3 計画策定の経過
- 4 羽生市環境審議会委員名簿
- 5 諮問書・答申書
- 6 用語の解説

#### 1 羽生市の環境に関するアンケート結果の概要

#### 羽生市の環境に関するアンケート調査

実施時期

令和2(2020)年7月末から8月中旬

調査対象

市 民:1500名 事業者:100 事業所 市内の小中学校に通学する

小学5年生・中学2年生

### 気になる・知りたい環境問題(子ども)

### 【小学生】 上位5項目

①地球温暖化の防止:52%

②絶滅するおそれがある動植物:51%

③水のよごれ(水質の汚濁):48%

③プラスチックごみによる海の汚染:48%

⑤私たちや環境に影響をもたらす生きもの:45%

### 【中学生】 上位5項目

①地球温暖化の防止:43%

②水のよごれ(水質の汚濁):40%

③プラスチックごみによる海の汚染:36%

④私たちや環境に影響をもたらす生きもの:34%

⑤絶滅するおそれがある動植物:31%

### 【小・中学生とも】 回答率が特に低い項目

①SDGs(持続可能な開発目標):20%・10%

②自然エネルギーなど再生可能エネルギー:20%・12%

### 周りの環境の良さについて (子ども)

### 【小学生】 良いと思う上位4項目

①林や田んぼ、畑などの緑の多さ:85%

②川の氾濫など災害が少なく安心できる:74%

③近くの公園や遊び場などでの遊びやすさ:73%

4鳥や魚、虫などの生きものとのふれあい:69%

#### 【中学生】 良いと思う上位4項目

①林や田んぼ、畑などの緑の多さ:89%

②川の氾濫など災害が少なく安心できる:78%

③まちなみや景色の美しさ:68%

④空気のきれいさ、いやな臭いがしない:67%

### 【小・中学生とも】 良いと思う割合が低い項目

①ポイ捨てがなく、ごみが散らかっていない:20% 15% ②近くの川や池の水のきれいさ:ともに 14%

• 割合は小数点以下を四捨五入して示しています。

### どのような環境のまちが良いか (市民)

①ごみの散乱がないきれいなまち:49% [57%] で前回調査と同様に最も高くなっています。

②気候変動の影響に適応した安心なまち:40%

③散策やまち歩きが楽しいまち:37% 2位と3位は新たな項目が入っています。

前回調査 2・3 位であった次の項目は、今回は 5・4位になっています。

④川や水路などの水がきれいなまち:35% [43%]

⑤自然が豊かなまち:26% [48%]

### 住まい周辺の環境についての満足度 生活環境(市民)

●満足度が50%を超えた項目は次の4項目

①食の安全・安心(地元農産物の活用):76%

②空気のきれいさ:66% 〔前回も高い〕

③まちの静けさ:64%〔前回も高い〕

④有害物質からの安全性 54%

●満足度が低い項目は

①災害時における電力等エネルギーの確保20%

②地球温暖化による熱中症や感染症への対策:33%

③放射性物質からの安全性:34%

④水のきれいさ:41%

⑤極端な気象災害:46%

※「水のきれいさ」のみ不満度が 50%を超えてい ます。

### 住まい周辺の環境についての満足度 自然環境・快適環境(市民)

●満足度が50%を超えた項目は、前回と同様

①緑の豊かさ:72%

②±とのふれあい:64%

③野鳥・昆虫・魚など身近な生きものとのふれあい:57%

④公園や広場など身近に遊べる場がある:55%

⑤水辺とのふれあい:53%

●不満度が50%を超えた項目は、

①歩道など歩行者空間の快適さ:60%

②宿場町などの歴史的風情:52%

●「並木道(松・桜・いちょう)」と「まちの清潔さ やきれいさ」は、満足度と不満度がそれぞれと ほぼ同じ割合となっています。

・前回調査とは、平成 21(2009)年 10 月実施調査をいいます。参考として、前回調査と同様の項目については、前回 の割合を括弧内〔 %〕に示しています。選択内容や選択肢数が異なっています。

# 住まい周辺の環境についての満足度ごみ・エネルギー・環境学習(市民)

- ●満足度が50%を超えた項目は1項目のみ①ごみの減量・資源化の取り組み:55%ですが、3人に1人以上が不満としています。
- ●自転車の利用しやすさは、不満度が 67%と最 も高くなっています。
- ●太陽光発電など再生可能エネルギーの活用は、 不満度 33% (満足度 25%)、環境学習・環境 保全活動に関する項目は、不満度が 40%前後 と高い反面、それぞれ「わからない」も 40%近 くあり、今後の課題でもあります。

### 環境保全への取り組みへの 参加・協力(市民)

- ●環境保全の取り組みへの参加・協力は、以下の順となっています。
  - ①地元産の食材の利用:56% [62%]
  - ②ごみゼロ羽生市民運動に参加:45%
  - ③地域の環境保全活動に参加:14%〔26%〕
  - ④外来動植物の駆除への協力:7%
  - ⑤リサイクル家具展示会に参加:5%[11%]
  - ⑥環境講座に参加:5% [6%]
  - (7)環境家計簿の取り組み参加:4% [5%]
  - ⑧自然観察教室に参加:3%〔4%〕
  - ⑨ムジナモの保護活動への参加:3%
- ●資源やごみに関する活動への参加は高い反面、環境学習や自然保全活動への参加は低くなっています。

### 優先的に取り組んでいく項目(市民)

- ●「不法投棄・ポイ捨て防止」が前回と同様に最 も高く、また各分野の①位の項目は 50%を超 えています。
- ●各設問で回答割合の高い上位2項目

#### 快適な生活環境の確保

①河川・水路の水質調査・汚染防止:52% ②近隣公害(騒音・悪臭等)の対策:37%

#### 自然環境・快適な生活空間の保全

- ①不法投棄・ポイ捨て防止:61%
- ②空き家・空き地対策の推進:37%
- ごみの減量・資源化、ごみ処理対策
- ①ごみ収集や資源物回収の充実:53%
- ②プラスチックごみ対策:44%

### 地球温暖化対策・エネルギー利用

- ①気候変動の影響への対応:53%
- ②家庭での省エネ行動の促進:42%

#### 環境情報・環境学習・環境保全活動など

- ①道路・公園等の美化活動の推進:55%
- ②子どもの環境教育・体験の推進:51%

#### まちの環境をどうすれば良いか(子ども)

【小学生】 回答割合が高い上位4項目

- ①川や水路の水の汚れをなくすこと:56%
- ②お年寄りや体の不自由な人が、安心して暮らせるようにすること:51%
- ③生きもののすみかを守り、鳥や虫などがすめるようにすること:49%
- ④みどりや水辺をつくり、自然とふれあえるようにすること:37%

### 【中学生】 回答割合が高い項目上位4項目

- ①川や水路の水の汚れをなくすこと:50%
- ②お年寄りや体の不自由な人が、安心して暮らせるようにすること:36%
- ③道路や公園・広場などのごみをなくすこと: 34%
- ④いやな臭いをなくすこと:30%
- ④安心して歩ける、自転車に乗ることができるま ちにすること: 30%

#### 回答事業者の概要

- ●回答事業者の62%は製造業、従業者数50人未 満が5割、営業年数20年以上が9割です。
- ●ISO14001 導入事業所は 21%で、6 割以上が 環境マネジメントシステムを導入していません。
- ●環境保全や環境問題への対応については、
  - ①法令の基準は最低限守る:100%
  - ②環境保全のための取り組みを行う必要がある:95%
  - ③環境に配慮した製品・サービスを提供する必要がある、市や地域の環境保全活動に積極的に協力する必要があるが、それぞれ82%と高くなっています。

#### 優先的に取り組んでいく項目(事業者)

●市民と同じ設問形式と内容でたずねています。各設問で回答割合の高い上位2項目

### 快適な生活環境の確保

- ①大気汚染の監視・情報提供:41%
- ②自動車排ガス対策:33%
- ②河川・水路の水質調査・汚染防止:33%

#### 自然環境・快適な生活空間の保全

- ①不法投棄やポイ捨て防止:59%
- ②まちの美化の推進:41%

### ごみの減量・資源化、ごみ処理対策

- ①プラスチックごみ対策:66%
- ②食品ロス対策の推進:41%
- ②廃棄物の適正な処理処分:41%

### 地球温暖化対策・エネルギー利用

- ①気候変動の影響への対応:69%
- ②クリーンエネルギー設備の導入促進:39%

### 環境情報・環境学習・環境保全活動など

①子どもの環境教育・体験の推進:56% ②道路・公園等の美化活動の推進:19%

### 2 羽生市環境基本条例

平成 13 年 3 月 30 日 条例第 9 号

目次

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等
  - 第1節 環境基本計画(第8条)
  - 第2節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等(第9条一第19条)
  - 第3節 地球環境の保全及び国際協力(第20条)
- 第3章 環境の保全及び創造のための推進体制(第21条一第23条)
- 第4章 環境審議会(第24条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の羽生市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、 環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)の例による。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある、健全で恵み豊かな環境の恩恵 を受けられるように、適切に推進されなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、すべての者の自主的かつ積極的な取り組みによって適切に推進されなければならない。
- 3 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、すべての者が 地球環境の保全を自らの課題として認識し、日常生活及び事業活動において適切に推進されなけれ ばならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、市の自然的社会的条件に応じた目標を定め、基本的かつ総合的な施策を策定し、適切に実施する責務を有する。 (市民の責務)

第5条 市民は、環境保全上の支障を防止するため、その日常生活において環境への負荷の低減など、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然 環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項 に努めなければならない。
  - (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に 資すること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 3 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する 青務を有する。

(報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成するとともに、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 環境基本計画

- 第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、羽生市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
  - (2) 環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、羽生市環境 審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと考えられる施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の 低減等に必要な措置を講ずる等、環境への配慮に努めるものとする。

(行動指針の策定)

第 10 条 市は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じて環境の保全等 に資するように行動するための具体的な指針を定め、その普及と啓発に努めるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全等に支障を及ぼすおそれのある行為 に関して、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成の措置)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の推進)

第13条 市は、再生資源、その他環境への負荷の低減に資する原材料、製品及びエネルギー等の利用 を促進するように努めるものとする。

(環境の保全等に関する教育、学習の振興等)

第14条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深め、活動を行う意欲が増進されるように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な環境保全活動の促進)

第15条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「民間団体等」という。)が自発的 に行う環境保全等の活動が促進されるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。 (情報の提供)

第16条 市は、第14条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う活動の促進に 資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況等、必要な情報を適切に提 供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第17条 市は、環境の保全等に関する施策に市民の意見を反映できるよう、必要な措置を講ずるよう に努めるものとする。

(調査の実施)

第 18 条 市は、環境の状況の把握等、環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(調査等の体制の整備と実施)

第19条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、測定及び検査 等の体制を整備するものとする。

第3節 地球環境の保全及び国際協力

第20条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、その他地球環境の保全に資する施策を推進するために、国、県及び関係機関と連携した情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための推進体制)

第21条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な内部 組織体制を整備するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、広域的な取り組みが必要とされる環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との連携)

第23条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、民間団体等と連携して取り組む体制の整備を図るように努めるものとする。

第4章 環境審議会

- 第24条 市長の諮問に応じ、環境の保全等に関する基本的事項並びに重要な施策に関し、調査審議するため、環境審議会を置く。
- 2 環境審議会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員は、環境の保全等に関して識見等を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任は妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、環境審議会に関し必要な事項は、規程で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

別表廃棄物減量等推進審議会の項の次に次のように加える。

(略)

## 3 計画策定の経過

年月日	会議等	内 容
令和 2 年 7月 7日	第1回環境審議会	1. 諮問 2. 第3次羽生市環境基本計画について
7月20日 ~8月12日	環境に関する アンケート調査の実施	調査対象     ・市民: 1,500 人     ・事業者: 100 社     ・市内の小中学校に通学する小5及び中2:841 人
12月22日	第2回環境審議会	1. 第3次羽生市環境基本計画(案)について
令和3年 2月 5日 ~3月 5日	パブリック・コメントの 実施	第3次羽生市環境基本計画(案)について 環境課窓口、市ホームページ、公共施設等で募集
3月22日	第3回環境審議会 (書面による開催)	<ol> <li>パブリック・コメントの結果報告</li> <li>第3次羽生市環境基本計画(案)について</li> <li>答申</li> </ol>
3月末	計画の策定・公表	第3次羽生市環境基本計画の策定 ・HP 公開、広報掲載 ・公共施設・情報公開コーナーに計画を置く

## 4 羽生市環境審議会委員名簿

(敬称略、順不同) 任期 令和2年7月7日から令和4年7月6日まで

No.	選出区分	氏 名	備考
1	環境行政の経験者	山﨑 友行	会 長
2	羽生市衛生協力会	久 保 隆	
3	羽生市廃棄物減量等推進審議会	松本守弘	
4	羽生市ムジナモ保存会	尾花幸男	副会長
5	羽生市自治会連合会	須 永 定 男	
6	羽生市商工会	卯ノ木 善 一	
7	羽生市PTA連合会	竹尾 宣保	
8	羽生市農業委員会	中島、牡雄	
9	羽生市公民館連絡協議会	山 﨑 美智男	
10	大沼工業団地連絡協議会	菅 野 信 夫	
11	小松台工業団地連絡協議会	伏 屋 篤	
12	公募による市民	岡田 健一	
13	11	堀 江 朝 子	
14	11	大宝院 良 子	
15	11	渡 部 道 子	
16	11	岡田 紀子	
17	関係行政機関の職員 (埼玉県東部環境管理事務所)	石鍋 恵子	
18	羽生市副市長	甲山浩	

### 5 諮問書・答申書

### (1) 諮問書

羽環幣第1号令和2年7月7日

羽生市環境審議会会長様

羽生市長 河 田 晃 明

諮問書

羽生市環境基本条例第8条の規定に基づき、第3次羽生市環境基本計画について調査審議され、答申されたく諮問いたします。

### (理由)

本市では、平成5年に施行されました「環境基本法」及び平成13年に施行いたしました「羽生市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他の羽生市の区域の自然的社会的条件に応じた具体的な施策として、平成23年3月に第2次の「羽生市環境基本計画」を策定し、環境施策を推進してまいったところであります。

本基本計画は、期間を10年間と定め、計画の進捗状況、社会情勢の変化及び環境問題の動向に対応するとともに、羽生市総合振興計画との整合性を図るため中間年に計画の見直しを行うこととしております。

そこで、気候変動への適応、海洋プラスチック問題や特定外来生物対策などの 新たな環境問題も踏まえ、羽生市の地域特性に応じた環境施策を総合的・計画的 に推進するため、本基本計画の内容及び方向性について、貴審議会に諮問するも のです。

### (2) 答申書

羽環審発第1号令和3年3月22日

羽生市長 河田 晃明 様

羽生市環境審議会会長 山﨑 友行

羽生市環境基本計画(案)について(答申)

令和2年7月7日付け羽環諮第1号で諮問のあった羽生市環境基本計画(案)については、別紙のとおり意見を付して答申します。

#### 別紙

第3次羽生市環境基本計画(案)は、環境に関する社会情勢や市民の意識、及びこれまでの 環境施策の成果を踏まえたうえで羽生市が目指すべき環境像を「水と緑を生かし、安心して暮 らせる環境にやさしいまち」とし、多岐にわたる最新の環境問題を提起しこれを解決するため の分野ごとの目標値を設定するなど、本計画の達成に向けた積極的な内容となっています。

また、環境の保全と創造を促進するため、5分野10種の基本施策を体系的に展開することにより市の環境行政の計画的な推進を図るものであり、よって本計画は適正な計画であると評価いたします。

なお、本計画を推進し目指す環境像を実現するためには、計画に定められた施策を着実に実行し、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を理解し、協力して計画の推進に取り組み、次世代に誇れる環境を目指すことが必要です。

世界の共有目標である、SDGsの理念を踏まえた持続可能な社会の構築が求められる現在、市民、事業者、市が一体となり、また、本計画が想定しない新たな問題にも的確に対応しつつ、下記の事項に留意して本計画を推進されるよう望みます。

記

- 1 羽生市総合振興計画などの、他の各種計画等との整合性を確保し施策の効率的な推進を図るとともに、他の計画等に基づく施策との相乗効果について充分考慮されたい。
- 2 総合行政を進める観点から、各種環境施策の推進にあたっては環境担当課は勿論、関係各 課においても本計画の理念を充分に踏まえた施策を推進されたい。
- 3 今後予定される羽生市地球温暖化対策実行計画の策定にあたっては、本環境基本計画と合わせて最大の効果が期待できる計画とし、加えて市及び市の機関が率先して施策の実施に取り組み、他の模範となる計画とされたい。
- 4 脱炭素社会への機運の高まりや環境問題に対する社会情勢の変化の速さ等を踏まえ、本計画の柔軟で適切な運用に努められたい

### 6 用語の解説

### 英数(1,2,3…及びa,b,c…)

#### ■ 4R (ヨンアール)

Reduce (リデュース:減らす)、Reuse (リユース: 再利用)、Recycle (リサイクル: 再資源化)、Refuse (リフューズ: 断る)の4つの総称で、ごみを減らす取り組みのこと。

#### ■ BOD (生物化学的酸素要求量)

河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示す指標。水中の有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって分解されるときに消費される酸素量であり、単位は mg/L で表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

#### **■ COOL CHOICE (クールチョイス)**

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、省エネ・低炭素型の製品への買い替え・サービス利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという国民運動のこと。

#### ■ COP(条約締約国会議)

Conference of the Parties の略称。条約の最高 意思決定機関である条約締約国会議のこと。

#### **■ ESCO事業**

ビルや工場の省エネ化に必要な技術、設備、人材等に関して、包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。

#### ■ PDCAサイクル

計画を進行管理していくための仕組みの一つで、計画 (Plan)、実行 (Do)、点検・評価 (Check)、見直し (Action)のプロセスを順に、毎年繰り返して実施し、継続的に施策や取組の維持や改善を図っていくこと。

### ■ SDGs (エス・ディ・ジーズ)

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) のこと。平成27 (2015) 年の国連サミットで「持続可能な開発のための2030 アジェンダ (行動計画)」が採択され、「誰一人取り残さない」という理念の下、すべての国に適用される普遍的な目標として17のゴールと169のターゲットからなる。

#### ■ ZEH、ZEB(ゼロエネルギーハウス、 ゼロエネルギービル)

太陽光発電など再生可能エネルギーで生産された電力だけで、消費電力をまかない、建物から排出される温室効果ガスを実質ゼロにすることを目的とした住宅やビルをいう。

#### あ行

#### ■ 愛知目標

2010 年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) において採択された生物多様性の保全と回復を目指した20項目からなる行動目標。

### ■ 安全・安心が確保される社会

国の環境基本計画が目指す「持続可能な社会」の 実現に必要な社会像の一つで、化学物質等による公 害から人の健康・生活を守るという環境政策の原点、 基盤として位置付けられている。

#### ■イノベーション

イノベーション(innovation)とは、物事の「新結合」「新機軸」「新しい切り口」「新しい捉え方」「新しい活用法」(を創造する行為)のこと。

#### ■ 一般廃棄物

日常生活や事業活動から発生する廃棄物のうち、 産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭の日常生活から 発生した家庭系一般廃棄物とオフィスや商店など の事業活動から発生した事業系一般廃棄物に分類 される。

#### ■ エコオフィス

環境にやさしい事業所の概念。省エネ機器の導入 や節電などの省エネルギー対策をはじめ、再生可能 エネルギーやエネルギーマネジメントシステムの 導入、グリーン購入や廃棄物の発生量の最小化、事 業所の緑化など、環境に配慮した活動を行っている 事業所をいう。

#### ■ エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための適正な整備及び運転方法のこと。アイドリングストップ、急発進や急加速、急ブレーキの自粛、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

#### ■ エコなまちづくり

### (省エネルギー型まちづくり)

まちづくりに地球環境に優しい暮らし方や少子 高齢社会におけるくらしなどの新しい視点を持ち 込み、コンパクトなまちづくりに取り組むなど、都 市及びその社会経済活動から排出される二酸化炭 素を抑制していくまちづくりのこと。

#### ■ エコライフ

日常生活で環境への負担を少なくし、地球環境に やさしい生活を行うこと。生活様式を省資源・省エネルギー型に変え、節電・節水・リサイクルの促進、 ごみの減量などに取り組むなどの生活をさす。

#### ■ 温室効果ガス

二酸化炭素、水蒸気、メタン、亜酸化窒素、フロンなどは「温室効果ガス」と呼ばれる。地表から放射される赤外線を吸収するため、地球は大気のない場合に比べて温かく保たれている。近年、温室効果ガスの増加によって発生する地球温暖化が懸念されている。

### か行

#### ■ 化学物質

人工的に合成した物質。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律では、元素又は化合物に化学 反応を起こさせることにより得られる化合物(放射性物質を除く)として定義されている。

#### ■ 合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多く、河川の水質への影響が少ない。

#### ■ 環境汚染

人為的な化合物(PCB や DDT、ばい煙など)や自然化合物のうち有毒な物質(カドミウム、ヒ素、水銀、ウランなど)による大気、水質、土壌などの汚染、騒音・振動などによる生活環境の悪化など、生物の生存に適さなくなってしまう状態や人間の健康で快適な生活に被害を及ぼすこと。

### ■ 環境負荷 (環境への負荷)

人の活動により環境に加えられる影響で、環境の 保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

#### ■ 気候変動

地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多く、 気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化をいう。人為的な要因としては、人間活動に伴う温室効果ガスの増加や大気中微粒子の増加、森林破壊などがある。

#### ■ 協働社会

協働とは、複数の主体が、何らかの目標を共有し、 ともに力を合わせて活動することをいう。持続可能 な社会の構築に向けて、市民・事業者・行政の各主 体が協働で環境保全活動を行っている社会。

#### ■ グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。

#### ■ 公害

公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動やその他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産、動植物やその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

#### ■ 光化学オキシダント

オキシダントとは、オゾン、PAN (パーオキシアセチルナイトレート)、二酸化窒素、その他の酸化性物質の集合体で、大気中の窒素酸化物や炭化水素類などの汚染物質が、太陽光線(紫外線)によって複雑な光化学反応を起こして作られるオキシダントをいい、光化学スモッグの原因となる。夏季の日ざしが強く、風の弱い日に発生しやすく、その影響は、目がチカチカするなどの健康被害のほか、視程障害(視界を奪ってしまう現象)、植物の葉の組織を破壊するなど広範囲にわたる。

#### ■ 公共下水道

主として市街地における下水を排除、処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するも

ので、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠 である構造のものをいう。

### さ行

### ■ 再生可能エネルギー

太陽・地球物理学的・生物学的な源に由来し、一度利用しても比較的短期間に再生が可能なエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど。一般的には自然エネルギーとも呼ばれることもある。

#### ■ 里地 · 里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域の概念。生物多様性の面でも重要な役割を果たしている。近年過疎化や開発が進み質の低下や消失が見られ、生物多様性国家戦略では里地里山の危機を位置付け、重点的に取り組むこととしている。

#### ■ 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど、 法で定められている20種類の廃棄物をいいます。

#### ■ 資源化

排出されたごみをそのまま、または何らかの処理 を行い、原料や燃料等として使用すること。

#### ■ 次世代自動車

ガソリン車やディーゼル車など従来の自動車と 比べて環境への負荷を低減させる新技術を搭載し た車のこと。具体的には、電気自動車、燃料電池自 動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラ グインハイブリッド自動車などがある。

#### ■ 自然エネルギー

再生可能エネルギーと同じ意味で使われることが多く、太陽光や太陽熱、風力、潮力・波力、地熱・温度差など、自然現象から得られ、永続的に利用することのできるエネルギーのこと。水力はダム式発電以外の小規模なもの、バイオマスは持続可能な範囲で利用する場合をいう。

#### ■ 自然共生社会

森林、湿原、草原などの二酸化炭素の吸収源の確保、豊かで多様な自然の保全・再生、自然とのふれあいの場や機会の確保などにより実現される、自然の恵みを享受し継承していく社会。

#### ■ 持続可能な社会

1980年に国際自然保護連合、国連環境計画などがとりまとめた「世界保全戦略」で上げられた「持続可能な開発」が起源で、1992年の国連地球サミットで具体化され、環境保全についての基本的共通理念として国際的に広く認識されている。地球環境や自然環境が適切に保全され、将来のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発が行われ、持続可能性をもった社会のこと。

#### ■ 社寺林

神社に付随して参道や拝所を囲むように配置・維持されてきた鎮守の森や神社林とも呼ばれる森林

のこと。その地域の本来の植生(原植生)などが残されていることが多く、天然記念物への指定や保護されているものも多い。

### ■ 循環型社会

これまでの「大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄」のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切にし、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて、環境への負荷をできる限り低減しようとする社会。

### ■ 省エネルギー

エネルギーの合理化や効率化を図ったり、無駄を 省いたりすることで節約し、エネルギーの消費を減 らすこと、あるいはそうした運動や取組の概念。

#### ■ 食品ロス

本来食べられるのに廃棄される食品のこと。例えば、食べ残しや、安売りなどで大量に買ったが食べきれなかった食品(手つかず食品)、野菜の皮を厚くむき過ぎたものなど(過剰除去)がある。

### ■ 自立分散型エネルギー

自立分散型エネルギーとは、再生可能エネルギー と蓄電池を活用したエネルギー供給システムで、送 電によるエネルギーロスが少なく、停電時などにも 安心できる地産地消型のエネルギー活用をいう。

#### ■ 新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なエネルギー。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」では、太陽光、風力、バイオマス、中小規模水力、地熱、太陽熱、雪氷熱、温度差などの発電や熱利用が指定されている。

#### ■ スマートムーブ

「移動」に伴う $CO_2$ 排出削減を目指し、 $CO_2$ 排出の少ない移動にチャレンジし、エコで、便利・快適に、しかも健康にもつながるライフスタイルの総称をスマートムーブ(smart move)という。環境負荷の小さい公共交通機関の利用や自転車活用、自動車の利用方法の工夫などがある。

#### ■ 生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

#### ■ 生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれ、それぞれに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

#### ■ ゼロカーボン

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と,森林などの吸収源による除去量との間の均衡を達成することにより、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指している。

#### ■ ゼロエネルギー

太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、 年間の一次消費エネルギー量の収支をプラスマイ ナス「ゼロ」することをいう。

### た行

### ■ ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。通常は無色の固体で、水に溶けにくく、蒸発しにくい反面、脂肪などには溶けやすいという性質を持つ。ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質で、ごみ焼却やタバコの煙、自動車排出ガスなどが発生源となる。

#### ■ 脱炭素社会

二酸化炭素(CO₂)を排出しない、化石燃料の燃焼に頼らない社会をいう。

#### ■ 地球温暖化

大気中の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、フロンなど)の濃度が人間活動により上昇し、温室効果が高まることにより地球の気温が上がる現象をいう。

#### ■ 地球環境問題

人類の将来にとって大きな脅威となる地球的な 規模や視野にたった環境問題のこと。地球温暖化、 オゾン層の破壊、熱帯林の減少、開発途上国の公害、 酸性雨、砂漠化、生物多様性の減少、海洋汚染、有 害廃棄物の越境移動などがある。

#### ■ 地産地消

地元生産、地元消費の略語で、地元で生産された ものを地元で消費することをいう。地域の農業と関 連産業の活性化による農地及び森林の保全、輸送に よる二酸化炭素排出の削減などが期待されている。

#### ■ 低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

#### ■ 天然資源

水資源や鉱物資源、森林資源、水産資源など、自 然の中に存在し、人間の生活や生産活動に利用可能 な資源をいう。

### ■ 特定外来種(特定外来生物)

外来種(外来生物)とは、国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に持ち込まれることにより、本来の分布を超えて生息又は生育する生物をいう。外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種を特定外来種という。指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。

#### ■ 都市緑化

良好な都市環境の形成と健康で文化的な都市生活の確保を図っていくために、都市における緑が果たす多面的な機能を維持・増進していくこと。公園緑地や街路樹の整備、保全・管理、公共施設の緑化、屋上や壁面緑化、緑のカーテンなどがある。

### な行

#### ■ 生ごみ処理機器

ごみの減量化や悪臭の発生防止のため、生ごみなどの有機物を処理する家電製品。微生物による分解処理をするバイオ式と熱源や温風により水分を蒸発させる乾燥式がある。生ごみなどの有機性廃棄物を発酵させてつくった堆肥をコンポストという。

#### ■ 農業集落排水

農業用の用排水の水質を保全し、農山村における 生活環境を改善するための農山村地域における生 活排水処理施設のこと。公共下水道計画区域外の農 業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で 効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式を とっている。

#### は行

#### ■ バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉で、生態 学では特定地域に生息する生物の総量を指す。一般 的には再生可能な生物由来の有機性資源 (化石燃料 は除く)をいう。木材、海草、紙、生ゴミ・食品廃 棄物、糞尿・下水汚泥、プランクトンなどがある。

#### ■ パリ協定

第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP2 1)で採択された温室効果ガス排出抑制に向けた国際的枠組み。世界共通の長期目標として、産業革命後の世界の平均気温の上昇を2℃以内(努力目標1.5℃)に抑えるため、全ての国がその実現に向けた排出抑制目標を定め、野心的な取組を実施し、地球温暖化を緩和していくことが定められている。

#### ■ビオトープ

ビオトープとは、生物 (Bio) と場所 (Topos) を 組み合わせてつくられたもので、生物が生きている 場所として「生息場所・空間」といった意味がある。

#### ■ 東日本大震災

平成23 (2011) 年3月11日の東北地方太平洋沖 地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故 による災害の呼称。

### ■ フードバンク

フードバンクとは、安全に食べられるのに、さまざまな理由により廃棄される食品を集め(寄贈してもらい)、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動をいう。

#### ■ フリーマーケット

公園などを会場に、市民が各家庭に眠っている不 用品などを持ち寄って販売する市場のこと。不用品 を捨てずに必要とする人に安く販売することで、ご みの減量や資源の再利用に役立てる活動。リサイク ルーマーケットともいう。

#### ま行

#### ■ マイクロプラスチック

一般的には、主に環境中に存在する5mm以下のプラスチック粒子のことを指す。海洋汚染の問題でクローズアップされた。海に流出したプラスチックごみによって鳥や海洋生物が物理的に傷つく被害の他にも、誤って食べた生物を他の生物が食べることで蓄積されていき、最終的に人体に影響を及ぼす可能性が危惧されている。

#### ■ マイバッグ運動

廃棄されるレジ袋削減のため、スーパーなどの小売店で商品を購入する際、自分が持参した再利用可能な買い物袋(エコバッグ等)を使うようにする運動。資源の有効利用やごみの減量化、環境にやさしいライフスタイルの促進に有効。

### ■ 緑のカーテン

つる性の植物を窓辺の外に育成して真夏の日差 しを緩和するもののことで、省エネルギーだけでは なく、緑豊かな街並みの形成にも役立つ。

### や行

#### ■ 屋敷林

防風や暴雪、遮光など、多様な用途や目的のため に屋敷の周囲に植えられた樹林。

#### ■ 有害化学物質

人の健康または動植物の生息・生育に被害が生ずるおそれのあるものとして、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、ダイオキシン類特別措置法などで指定されている物質をいう。

#### ら行

#### ■ ライフスタイル

生活様式、生活の営み方、人生観や価値観・習慣などを含めた個人の生き方などをいう。

### ■ リスク (環境リスク)

リスクとは、一般的には、ある行動や選択を行った場合に発生する可能性のある危険を意味する概念。環境リスクは、主に化学物質について使われ、環境中に排出された化学物質が人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼす恐れのあることをいう。

## 第3次羽生市環境基本計画

令和3年3月

発行 埼玉県羽生市

編集 経済環境部環境課

〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番地TEL 048-561-1121 FAX 048-561-6380ホームページ http://www.city.hanyu.lg.jp E-mail kankyou@city.hanyu.lg.jp









羽生市の花 フジ

